

原 発 本 第 174 号

2019年12月17日

原子力規制委員会 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

九州電力株式会社

代表取締役 池 辺 和 弘
社長執行役員

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の2第1項の規定に基づき、
玄海原子力発電所原子炉施設保安規定について、下記のとおり変更認可を申請いたします。

記

1. 変更の内容

昭和49年12月16日付けの49原第10790号で認可を受け、昭和50年6月26日付けの50原第5193号、昭和50年12月15日付けの50原第9554号、昭和51年4月26日付けの51安第2242号、昭和51年9月16日付けの51安(原規)第60号、昭和52年5月31日付けの52安(原規)第131号、昭和54年6月22日付けの54資庁第8354号、昭和54年8月3日付けの54資庁第10467号、昭和55年1月7日付けの54資庁第15477号、昭和55年11月10日付けの55資庁第12005号、昭和56年6月5日付けの56資庁第3275号、昭和56年8月20日付けの56資庁第10448号、昭和56年11月6日付けの56資庁第12949号、昭和57年2月26日付けの57資庁第2530号、昭和57年7月31日付けの57資庁第10881号、昭和58年8月15日付けの58資庁第9302号、昭和59年8月3日付けの59資庁第8966号、昭和59年8月17日付けの59資庁第10192号、昭和60年4月1日付けの60資庁第3188号、昭和60年6月18日付けの60資庁第8040号、昭和60年11月5日付けの60資庁第12363号、昭和63年2月23日付けの62資庁第16339号、平成元年3月31日付けの元資庁第3506号、平成2年3月23日付けの2資庁第1878号、平成4年3月2日付けの4資庁第1125号、平成5年3月31日付けの5資庁第570号、平成5年10月18日付けの5資庁第11120号、平成6年2月28日付けの6資庁第471号、平成6年8月18日付けの6資庁第8958号、平成7年9月7日付けの7資庁第8119号、平成7年12月5日付けの7資庁第13349号、平成8年5月22日付けの8資庁第3208号、平成8年8月19日付けの8資庁第7659号、平成9年7月23日付けの平成09・06・12資第9号、平成13年1月5日付けの平成12・09・20資第3号、平成13年2月23日付けの平成13・02・15原第20号、平成13年3月30日付けの平成13・03・23原第6号、平成13年6月26日付けの平成13・05・24原第4号、平成13年9月13日付けの平成13・08・14原第4号、平成13年10月11日付けの平成13・09・18原第5号、平成14年3月8日付けの平成14・02・08原第25号、平成14年6月20日付けの平成14・06・07原第13号、平成14年10月22日付けの平成14・09・27原第7号、平成15年6月4日付けの平成15・05・27原第6号、平成15年10月22日付けの平成15・09・12原第13号、平成16年5月18日付けの平成15・12・25原第25号、平成16年6月8日付けの平成16・06・01原第10号、平成17年2月25日付けの平成17・02・02原第4号、平成17年3月31日付けの平成17・03・15原第4号、平成17年6月28日付けの平成17・06・13原第24号、平成18年2月22日付けの平成18・01・27原第13号、平成19年12月13日付けの平成19・09・28原第25号、平成19年12月13日付けの平成19・11・30原第18号、平成20年3月19日付けの平成20・02・29原第56号、平成20年6月6日付けの平成20・05・13原第4号、平成20年8月22日付けの平成20・07・11原第10号、平成20年12月12日付け

の平成 20・10・31 原第 10 号、平成 21 年 3 月 3 日付けの平成 21・02・20 原第 27 号、平成 21 年 9 月 15 日付けの平成 21・08・03 原第 5 号、平成 22 年 2 月 22 日付けの平成 22・01・20 原第 7 号、平成 22 年 6 月 22 日付けの平成 22・05・21 原第 6 号、平成 22 年 11 月 25 日付けの平成 22・03・26 原第 2 号、平成 23 年 5 月 6 日付けの平成 23・04・04 原第 39 号、平成 23 年 5 月 11 日付けの平成 23・04・21 原第 10 号、平成 23 年 6 月 16 日付けの平成 23・05・19 原第 22 号、平成 24 年 6 月 21 日付けの平成 24・05・23 原第 4 号、平成 24 年 9 月 6 日付けの 20120717 原第 30 号、平成 25 年 2 月 13 日付けの原管 P 収第 121212001 号、平成 25 年 6 月 17 日付けの原管 P 発第 1306171 号、平成 26 年 6 月 9 日付けの原規規発第 1406092 号、平成 27 年 6 月 10 日付けの原規規発第 1506108 号、平成 28 年 3 月 24 日付けの原規規発第 16032420 号、平成 28 年 10 月 26 日付けの原規規発第 1610268 号、平成 29 年 2 月 8 日付けの原規規発第 1702088 号、平成 29 年 4 月 19 日付けの原規規発第 1704197 号、平成 29 年 9 月 14 日付けの原規規発第 1709142 号、平成 30 年 6 月 26 日付け原規規発第 1806267 号、平成 30 年 12 月 17 日付け原規規発第 1812179 号、平成 31 年 2 月 13 日付け原規規発第 1902134 号、令和元年 7 月 5 日付け原規規発第 1907055 号及び令和元年 12 月 6 日付け原規規発第 1912061 号で変更認可を受けた玄海原子力発電所原子炉施設保安規定の記述を、別添の玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。(ただし、下線部及び変更箇所表示部は含まない。)

2. 変更の理由

(1) 1 号炉及び 2 号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更

1 号炉及び 2 号炉共に廃止措置段階となることに伴い、玄海原子力発電所の組織体制を見直し、1 号炉及び 2 号炉の廃止作業に専念していく体制を整備する。

また、1 号炉及び 2 号炉共に廃止措置段階となることに伴い、保安及び品質保証活動業務を効率的かつ一体的な運用とするため、安全品質保証第一統括室と安全品質保証第二統括室を廃止し、安全品質保証統括室を設置する。

このため、関連する保安規定条文の変更を行う。

・第 1 編 運転段階の発電用原子炉施設編 (3 号炉及び 4 号炉に係る保安措置)

第 3 条 (品質保証計画)

第 4 条 (保安に関する組織)

第 5 条 (保安に関する職務)

第 7 条 (玄海原子力発電所安全運営委員会)

第 8 条 (原子炉主任技術者の選任)

第 17 条 (火災発生時の体制の整備)

第 17 条の 3 (その他自然災害発生時等の体制の整備)

第 98 条 (放射性固体廃棄物の管理)

第 113 条 (放射線計測器類の管理)

第 116 条 (請負会社の放射線防護)

第 119 条 (原子力防災組織)

第 121 条 (原子力防災資機材等の整備)

第 130 条 (請負会社従業員への保安教育)

添付 2 火災、内部溢水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に
係る実施基準

・第 3 編 廃止措置段階の発電用原子炉施設編 (1 号炉に係る保安措置)

第 3 条 (品質保証計画)

第 4 条 (保安に関する組織)

第 5 条 (保安に関する職務)

第 7 条 (玄海原子力発電所安全運営委員会)

第 9 条 (廃止措置主任者の職務等)

第 10 条 (構成及び定義)

第 11 条 (運転員の確保)

第 12 条 (巡視)

第 14 条 (引継)

第 15 条 (原子炉の運転停止に関する恒久的な措置)

第 16 条 (地震・火災等発生時の措置)

第 17 条 (電源機能喪失時等の体制の整備)

第 18 条 (安全貯蔵措置)

第 19 条 (工事の計画及び実施)

第 20 条 (工事完了の報告)

第 21 条 (使用済燃料ピットの水位及び水温)

第 22 条 (施設運用上の基準の確認)

第 23 条 (施設運用上の基準を満足しない場合)

第 24 条 (施設運用上の基準に関する記録)

第 25 条 (新燃料の運搬)

第 26 条 (新燃料の貯蔵)

第 27 条 (使用済燃料の貯蔵)

第 28 条 (使用済燃料の運搬)

第 29 条 (放射性固体廃棄物の管理)

第 30 条 (事故由来放射性物質の降下物の影響確認)

第 31 条 (放射性液体廃棄物の管理)

第 32 条 (放射性気体廃棄物の管理)

- 第 33 条 (放出管理用計測器の管理)
- 第 35 条 (管理区域の設定・解除)
- 第 36 条 (管理区域内における区域区分)
- 第 37 条 (管理区域内における特別措置)
- 第 38 条 (管理区域への出入管理)
- 第 39 条 (管理区域出入者の遵守事項)
- 第 42 条 (線量の評価)
- 第 43 条 (床・壁等の除染)
- 第 45 条 (放射線計測器類の管理)
- 第 46 条 (管理区域外等への搬出及び運搬)
- 第 48 条 (請負会社の放射線防護)
- 第 50 条の 2 (溶接事業者検査の実施)
- 第 54 条 (原子力防災資機材等の整備)
- 第 57 条 (通報)
- 第 63 条 (所員への保安教育)
- 第 64 条 (請負会社従業員への保安教育)
- 第 65 条 (記録)
- 第 66 条 (報告)

(2) 運用の明確化に伴う変更

第 1 編及び第 3 編について、運用の明確化に伴い、第 5 条 (保安に関する職務) について変更を行う。

(3) 記載の適正化に伴う変更

第 3 編について、記載の適正化 (主語の明確化等) を行うため変更を行う。

3. 施行期日

(1) この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、2020年4月1日から施行する。

(2) 第 2 編 運転段階 (停止中) の発電用原子炉施設編 (2 号炉に係る保安措置) 第 4 条 (保安に関する組織) 並びに関連する条文における組織及び職位の名称については、2019年9月27日付原発本第100号をもって変更認可申請した、1号炉及び2号炉の廃止措置を実施するための変更が原子力規制委員会の認可を受ける日までの間、以下のとおり読み替える。

・組織名称 (読み替え前→読み替え後)

ア「安全品質保証第一統括室」及び「安全品質保証第二統括室」→「安全品質保証統括室」

イ「技術第一課」→「廃止措置運営課」

ウ「安全管理第一課」→「廃止措置安全課」

エ「発電第一課」→「プラント管理課」

- オ「保守第一課」→「設備管理課」
- ・職位名称（読み替え前→読み替え後）
 - ア「第一所長」→「廃止措置施設長」
 - イ「安全品質保証第一統括室長」及び「安全品質保証第二統括室長」
 - 「安全品質保証統括室長」
 - ウ「安全品質保証第一統括室副室長」及び「安全品質保証第二統括室副室長」
 - 「安全品質保証統括室副室長」
 - エ「技術第一課長」→「廃止措置運営課長」
 - オ「安全管理第一課長」→「廃止措置安全課長」
 - カ「発電第一課長」→「プラント管理課長」
 - キ「発電第一課当直課長」→「プラント管理課当直課長」
 - ク「保守第一課長」→「設備管理課長」
 - ケ「各第一課長」→「各廃止措置課長」
 - コ「各第一課（室、センター）長」→「各廃止措置課（室、センター）長」

(3) 第1編及び第3編において、2019年9月27日付原発本第100号にて所掌の見直しにより職位名称の変更が必要となる以下の条文の職位名称については、2019年9月27日付原発本第100号をもって変更認可申請した、1号炉及び2号炉の廃止措置を実施するための変更が原子力規制委員会の認可を受ける日までの間、以下のとおり読み替える。

- ・第1編 運転段階の原子炉施設編（3号炉及び4号炉に係る保安措置）

ア 第3条（品質保証計画）

別図1「技術第一課」→「廃止措置運営課」

イ 第17条（火災発生時の体制の整備）

「発電第一課長」→「プラント管理課長」

ウ 第98条（放射性固体廃棄物の管理）

「安全管理課長」→「廃止措置安全課長及び安全管理第二課長」

エ 第112条（外部放射線に係る線量当量率等の測定）

「安全管理課長」→「廃止措置安全課長及び安全管理第二課長」

オ 第113条（放射線計測器類の管理）

「安全管理第一課長」→「廃止措置安全課長」

カ 添付2 火災、内部溢水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準

「発電第一課長」→「プラント管理課長」

- ・第3編 廃止措置段階の発電用原子炉施設編（1号炉に係る保安措置）

ア 第13条（廃止措置管理に関する社内基準の作成）

「発電課長」→「プラント管理課長」

- イ 第 29 条（放射性固体廃棄物の管理）
 - 「安全管理課長」 → 「廃止措置安全課長」
 - 「発電課長」 → 「プラント管理課長」
- ウ 第 32 条（放射性気体廃棄物の管理）
 - 「発電課長」 → 「プラント管理課長」
- エ 第 44 条（外部放射線に係る線量当量率等の測定）
 - 「安全管理課長」 → 「廃止措置安全課長」
- オ 第 45 条（放射線計測器類の管理）
 - 「安全管理課長」 → 「廃止措置安全課長」

以 上

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定
変更前後比較表

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前

変更後

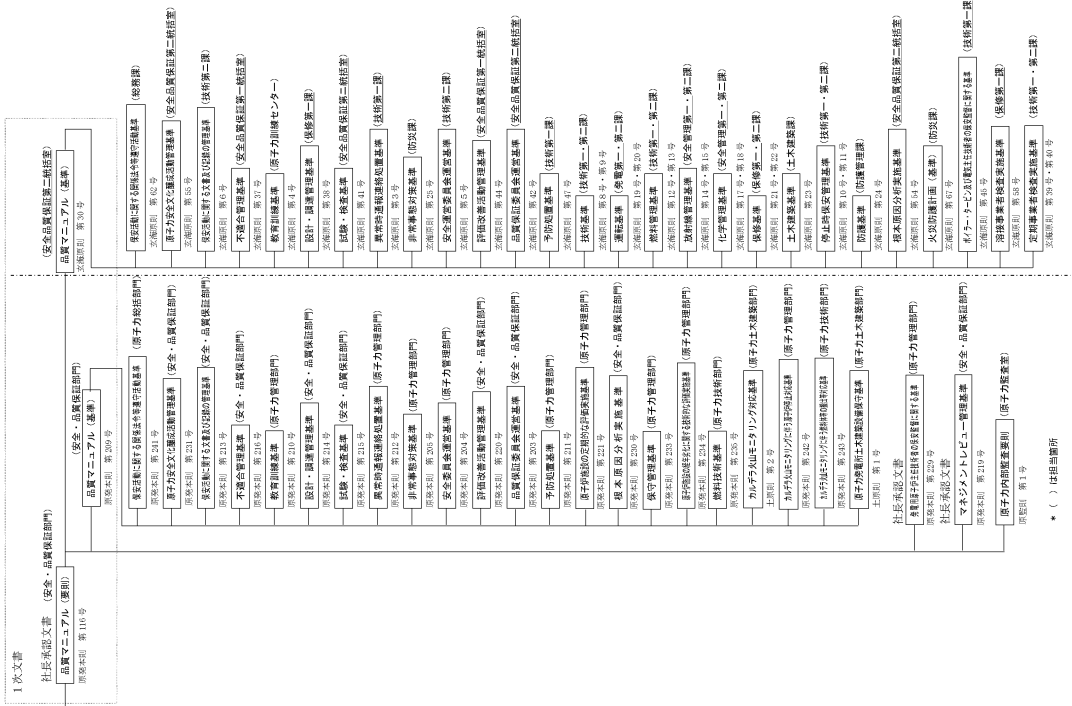
備考

第1編 運転設備の発電用原子炉施設編 (3号炉及び4号炉に係る保安措置)
第3条 (品質保証計画)

第1編 運転設備の発電用原子炉施設編 (3号炉及び4号炉に係る保安措置)
第3条 (品質保証計画)

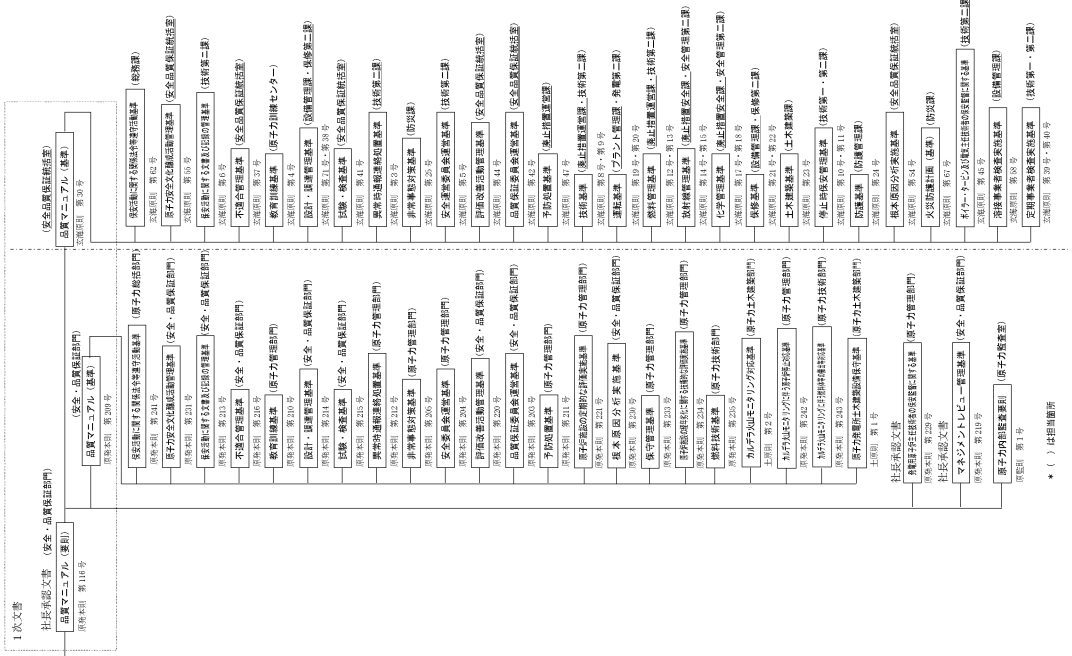
別図1

保安規定品質保証計画に係る規定文書体系図



別図1

保安規定品質保証計画に係る規定文書体系図



・1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更
(停止時保安管理基準、定期事業者検査実施基準の担当箇所変更は、2019年9月27日付原発本第100号にて実施)

* () は担当箇所

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(保安に関する組織) 第4条 運転段階の発電所の保安に関する組織は、図4-1のとおりとする。</p> <p>図4-1</p>	<p>(保安に関する組織) 第4条 運転段階の発電所の保安に関する組織は、図4-1のとおりとする。</p> <p>図4-1</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 保安に関する主な職務及び実施者は以下のとおりとする。また、その他の保安に関し必要となる職務に関しては、「組織・権限規程」に従って行う。</p> <p><中 略></p> <p>(14) 第二所長は、所長を補佐し、技術第二課長、安全管理第二課長、発電第二課長及び保修第二課長の所管する保安に関する業務並びに土木建築課長のうち1号炉及び2号炉の保安に関する業務を総括管理する。</p> <p>(15) 第二所長は、所長を補佐し、技術第二課長、安全管理第二課長、発電第二課長及び保修第二課長の所管する保安に関する業務並びに土木建築課長のうち3号炉及び4号炉の保安に関する業務を総括管理する。</p> <p>(16) 安全品質保証第二統括室長は、所長を補佐し、1号炉及び2号炉の発電所における保安、品質保証活動の統括に関する業務を行う。</p> <p>(17) 安全品質保証第一統括室副室長は、安全品質保証第一統括室長を補佐する。</p> <p>(18) 安全品質保証第二統括室長は、所長を補佐し、3号炉及び4号炉の発電所における保安、品質保証活動の統括に関する業務を行う。</p> <p>(19) 安全品質保証第二統括室副室長は、安全品質保証第二統括室長を補佐する。</p> <p>(20) 総務課長は、調達先の評価・選定等に関する業務を行う。</p> <p>(21) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(22) 防護管理課長は、出入管理に関する業務を行う。</p> <p>(23) 技術第一課長は1号炉及び2号炉、技術第二課長は3号炉及び4号炉に係る発電所の技術関係事項の総括及び燃料管理に関する業務を行う。(以下、技術第一課長及び技術第二課長を総称する場合は「技術課長」という。)</p> <p>(24) 安全管理第一課長は1号炉及び2号炉、安全管理第二課長は3号炉及び4号炉に係る放射線管理、放射性廃棄物管理及び化学管理に関する業務を行う。(以下、安全管理第一課長及び安全管理第二課長を総称する場合は「安全管理課長」という。)</p> <p>(25) 発電第一課長は1号炉及び2号炉、発電第二課長は3号炉及び4号炉に係る原子炉施設の運転管理に関する業務を行う。(以下、発電第一課長及び発電第二課長を総称する場合は「発電課長」という。)</p> <p>(26) 発電第一課当直課長は1号炉及び2号炉、発電第二課当直課長は3号炉及び4号炉に係る原子炉施設の運転管理に関する当直業務を行う。(以下、発電第一課当直課長及び発電第二課当直課長を総称する場合は「当直課長」という。)</p> <p>(27) 保修第一課長は1号炉及び2号炉、保修第二課長は3号炉及び4号炉に係る原子炉施設(土木建築設備を除く。)の保修及び燃料の取扱に関する業務を行う。(以下、保修第一課長及び保修第二課長を総称する場合は「保修課長」という。)</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 保安に関する主な職務及び実施者は以下のとおりとする。また、その他の保安に関し必要となる職務に関しては、「組織・権限規程」に従って行う。</p> <p><中 略></p> <p>(14) 廃止措置施設長は、所長を補佐し、廃止措置運営課長、廃止措置安全課長、プラント管理課長及び設備管理課長の所管する保安に関する業務並びに土木建築課長のうち1号炉及び2号炉の保安に関する業務を総括管理する。</p> <p>(15) 第二所長は、所長を補佐し、技術第二課長、安全管理第二課長、発電第二課長及び保修第二課長の所管する保安に関する業務並びに土木建築課長のうち3号炉及び4号炉の保安に関する業務を総括管理する。</p> <p>(16) 安全品質保証統括室長は、所長を補佐し、発電所における保安、品質保証活動の統括に関する業務を行う。</p> <p>(17) 安全品質保証統括室副室長は、安全品質保証統括室長を補佐する。</p> <p>(18) 総務課長は、調達先の評価・選定等に関する業務を行う。</p> <p>(19) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(20) 防護管理課長は、出入管理に関する業務を行う。</p> <p>(21) 廃止措置運営課長は、1号炉及び2号炉に係る発電所の技術関係事項の総括及び燃料管理に関する業務を行う。</p> <p>(22) 廃止措置安全課長は、1号炉及び2号炉に係る放射線管理、放射性廃棄物管理及び化学管理に関する業務を行う。</p> <p>(23) プラント管理課長は、1号炉及び2号炉に係る原子炉施設の運転管理に関する業務を行う。</p> <p>(24) プラント管理課当直課長は、1号炉及び2号炉に係る原子炉施設の運転管理に関する当直業務を行う。</p> <p>(25) 設備管理課長は、1号炉及び2号炉に係る原子炉施設(土木建築設備を除く。)の保修及び燃料の取扱に関する業務を行う。</p> <p>(26) 技術第二課長は、3号炉及び4号炉に係る発電所の技術関係事項の総括及び燃料管理に関する業務を行う。</p> <p>(27) 安全管理第二課長は、3号炉及び4号炉に係る放射線管理、放射性廃棄物管理及び化学管理に関する業務を行う。</p> <p>(28) 発電第二課長は、3号炉及び4号炉に係る原子炉施設の運転管理に関する業務を行う。</p> <p>(29) 発電第二課当直課長は、3号炉及び4号炉に係る原子炉施設の運転管理に関する当直業務を行う。</p> <p>(30) 保修第二課長は、3号炉及び4号炉に係る原子炉施設(土木建築設備を除く。)の保修及び燃料の取扱に関する業務を行う。</p>	<p>・1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第5条 続き</p> <p>(28) 土木建築課長は、原子炉施設のうち、土木建築設備の保修に関する業務を行う。</p> <p>(29) 原子力訓練センター所長は、保安教育等の統括に関する業務を行う。</p> <p>(30) (21)及び(23)から(28)に定める課長(以下「各課長」という。)並びに(16)、(18)、(20)、(22)及び(29)に定める安全品質保証第一統括室長、安全品質保証第二統括室長、総務課長、防護管理課長及び原子力訓練センター所長(以下、総称して「各課(室、センター)長」という。)は、所掌業務に基づき非常時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p>以下、各課長のうち、(21)及び(28)で定める防災課長及び土木建築課長を含めた第二課をいう場合は「各第二課長」という。</p> <p>また、各課(室、センター)長のうち、(18)、(20)、(21)、(22)、(28)及び(29)に定める安全品質保証第二統括室長、総務課長、防災課長、防護管理課長、土木建築課長及び原子力訓練センター所長を含めた第三課をいう場合には、「各第二課(室、センター)長」という。</p> <p>(31) 各課(室、センター)長は、課(室、センター)員等を指示、指導し、所管する業務を遂行する。また、各課(室、センター)員等は各課(室、センター)長の指示、指導に従い業務を実施する。</p>	<p>第5条 続き</p> <p>(31) 土木建築課長は、原子炉施設のうち、土木建築設備の保修に関する業務を行う。</p> <p>(32) 原子力訓練センター所長は、保安教育等の統括に関する業務を行う。</p> <p>(33) (6)から(10)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における設計及び工事に関する業務を含む。</p> <p>(34) (19)及び(21)から(31)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における運転及び保守、設計及び工事に関する業務を含む。</p> <p>(35) (19)及び(21)から(31)に定める課長(以下「各課長」という。)並びに(16)、(18)、(20)及び(32)に定める安全品質保証統括室長、総務課長、防護管理課長及び原子力訓練センター所長(以下、総称して「各課(室、センター)長」という。)は、所掌業務に基づき非常時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p>以下、各課長のうち、(19)及び(26)から(31)で定める課長をいう場合は「各第二課長」という。</p> <p>また、各課(室、センター)長のうち、各第二課長並びに(16)、(18)、(20)及び(32)に定める安全品質保証統括室長、総務課長、防護管理課長及び原子力訓練センター所長を含めた課(室、センター)長をいう場合には、「各第二課(室、センター)長」という。</p> <p>(36) 各課(室、センター)長は、課(室、センター)員等を指示、指導し、所管する業務を遂行する。また、各課(室、センター)員等は各課(室、センター)長の指示、指導に従い業務を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更 • 運用の明確化に伴う変更 <ul style="list-style-type: none"> • 1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(玄海原子力発電所安全運営委員会) 第7条 発電所に玄海原子力発電所安全運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p><中 略></p> <p>4 運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、第5条(14)から(16)、(18)、(20)から(25)及び(27)から(29)に定める職位の者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>(玄海原子力発電所安全運営委員会) 第7条 発電所に玄海原子力発電所安全運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p><中 略></p> <p>4 運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、第5条(14)から(16)、(18)から(23)、(25)及び(30)から(32)に定める職位の者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(原子炉主任技術者の選任)</p> <p>第8条 社長は、原子炉主任技術者及び代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であって、次の各号の業務に通算して3年以上従事した経験を有する者の中から選任する。</p> <p>(1) 原子炉施設の工事又は保守管理に関する業務</p> <p>(2) 原子炉の運転に関する業務</p> <p>(3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務</p> <p>(4) 原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務</p> <p>2 原子炉主任技術者は、原子炉ごとに選任する。</p> <p>3 原子炉主任技術者の職位は、原子炉保安監理担当とする。なお、原子炉保安監理担当は、<u>安全品質保証第二統括室長、安全品質保証第二統括室副室長及び原子力訓練センター所長と兼務できる。</u></p> <p style="text-align: center;"><以下、省略></p>	<p>(原子炉主任技術者の選任)</p> <p>第8条 社長は、原子炉主任技術者及び代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であって、次の各号の業務に通算して3年以上従事した経験を有する者の中から選任する。</p> <p>(1) 原子炉施設の工事又は保守管理に関する業務</p> <p>(2) 原子炉の運転に関する業務</p> <p>(3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務</p> <p>(4) 原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務</p> <p>2 原子炉主任技術者は、原子炉ごとに選任する。</p> <p>3 原子炉主任技術者の職位は、<u>原子炉保安監理担当とする。なお、原子炉保安監理担当は、安全品質保証統括室長、安全品質保証統括室副室長及び原子力訓練センター所長と兼務できる。</u></p> <p style="text-align: center;"><以下、省略></p>	<p>・1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(火災発生時の体制の整備)</p> <p>第 17 条 防災課長は、火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動^{*1}を行う体制の整備を策定し、次の各号を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、火災防護計画は、添付 2 に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 中央制御室から消防機関へ通報するための専用回線を使用した通報設備の設置^{*2}</p> <p>(2) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(3) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(4) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>(5) 発電所における可燃物の適切な管理</p> <p>2 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）、<u>保修第一課長</u>及び<u>発電第一課長</u>は、前項の計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p><以下、省略></p>	<p>(火災発生時の体制の整備)</p> <p>第 17 条 防災課長は、火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動^{*1}を行う体制の整備を策定し、次の各号を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、火災防護計画は、添付 2 に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 中央制御室から消防機関へ通報するための専用回線を使用した通報設備の設置^{*2}</p> <p>(2) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(3) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(4) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>(5) 発電所における可燃物の適切な管理</p> <p>2 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）、<u>設備管理課長</u>及び<u>発電第一課長</u>は、前項の計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p><以下、省略></p>	<p>・ 1号炉及び2号炉停止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更 (発電第一課長の変更は、2019年9月27日付原発本第100号にて実施)</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(その他自然災害発生時等の体制の整備)</p> <p>第17条の3 防災課長は、原子炉施設内においてその他自然災害（地震、津波及び竜巻等）をいう。以下、本条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動に対する教育訓練</p> <p>(3) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）、技術第一課長、安全管理第一課長及び保修第一課長は、前項の計画に基づき、その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p style="text-align: center;"><以下、省略></p>	<p>(その他自然災害発生時等の体制の整備)</p> <p>第17条の3 防災課長は、原子炉施設内においてその他自然災害（地震、津波及び竜巻等）をいう。以下、本条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動に対する教育訓練</p> <p>(3) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）、<u>廃止措置運営課長</u>、<u>廃止措置安全課長</u>及び<u>設備管理課長</u>は、前項の計画に基づき、その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p style="text-align: center;"><以下、省略></p>	<ul style="list-style-type: none"> • 1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第 98 条 各課長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵^{※1}又は保管する。</p> <p style="text-align: center;">< 中 略 ></p> <p>2 安全管理課長は、第 1 項において封入又は固型化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、表 131-1 の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号を付ける。</p> <p style="text-align: center;">< 以下、省略 ></p>	<p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第 98 条 各課長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵^{※1}又は保管する。</p> <p style="text-align: center;">< 中 略 ></p> <p>2 廃止措置安全課長及び安全管理第三課長は、第 1 項において封入又は固型化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、表 131-1 の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号を付ける。</p> <p style="text-align: center;">< 以下、省略 ></p>	<ul style="list-style-type: none"> • 1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																																																																		
<p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第 113 条 安全管理課長及び係修第二課長は、表 113-1 に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>表 113-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">分 類</th> <th style="width: 40%;">計測器種類</th> <th style="width: 20%;">担当課長</th> <th style="width: 20%;">数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">被ばく管理用計測器 放射線管理用計測器</td> <td>ホールボディカウンタ</td> <td>安全管理第二課長</td> <td>1 台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>線量当量率測定用^{ホ-ドイ-カ}</td> <td rowspan="2">安全管理第二課長</td> <td>3 台</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用^{ホ-ドイ-カ}</td> <td>2 台^{※2}</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">放射線監視用計測器</td> <td>退出モニタ</td> <td>安全管理第二課長</td> <td>3 台^{※3}</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>安全管理第一課長</td> <td>1 台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>積算線量計測定装置</td> <td>係修第二課長</td> <td>2 台^{※1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">環境放射能用計測器</td> <td>モニタリングポスト^{※4}</td> <td>係修第二課長</td> <td>1 台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>エリアモニタ</td> <td>安全管理第二課長</td> <td>22 台^{※5}</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置 積算線量計測定装置</td> <td>安全管理第一課長</td> <td>1 台^{※1} 1 台^{※1}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1 : 第 2 編表 113-1 及び第 3 編表 45-1 の計測器と共用 ※ 2 : 1 台は第 3 編表 45-1 の計測器と共用 ※ 3 : 1 台は表 101-1 の試料放射能測定装置と共用 ※ 4 : モニタリングポスト又はモニタリングステーションの運転上の制限を確認する。 ※ 5 : 管理区域外測定用の 1 台を含む。</p>	分 類	計測器種類	担当課長	数 量	被ばく管理用計測器 放射線管理用計測器	ホールボディカウンタ	安全管理第二課長	1 台 ^{※1}	線量当量率測定用 ^{ホ-ドイ-カ}	安全管理第二課長	3 台	汚染密度測定用 ^{ホ-ドイ-カ}	2 台 ^{※2}	放射線監視用計測器	退出モニタ	安全管理第二課長	3 台 ^{※3}	試料放射能測定装置	安全管理第一課長	1 台 ^{※1}	積算線量計測定装置	係修第二課長	2 台 ^{※1}	環境放射能用計測器	モニタリングポスト ^{※4}	係修第二課長	1 台 ^{※1}	エリアモニタ	安全管理第二課長	22 台 ^{※5}	試料放射能測定装置 積算線量計測定装置	安全管理第一課長	1 台 ^{※1} 1 台 ^{※1}	<p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第 113 条 廃止措置安全管理課長、安全管理第二課長及び係修第二課長は、表 113-1 に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>表 113-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">分 類</th> <th style="width: 40%;">計測器種類</th> <th style="width: 20%;">担当課長</th> <th style="width: 20%;">数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">被ばく管理用計測器 放射線管理用計測器</td> <td>ホールボディカウンタ</td> <td>安全管理第二課長</td> <td>1 台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>線量当量率測定用^{ホ-ドイ-カ}</td> <td rowspan="2">安全管理第二課長</td> <td>3 台</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用^{ホ-ドイ-カ}</td> <td>2 台^{※2}</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">放射線監視用計測器</td> <td>退出モニタ</td> <td>安全管理第二課長</td> <td>3 台^{※3}</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>廃止措置安全管理課長</td> <td>1 台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>積算線量計測定装置</td> <td>係修第二課長</td> <td>2 台^{※1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">環境放射能用計測器</td> <td>モニタリングポスト^{※4}</td> <td>係修第二課長</td> <td>1 台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>エリアモニタ</td> <td>安全管理第二課長</td> <td>22 台^{※5}</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置 積算線量計測定装置</td> <td>安全管理第一課長</td> <td>1 台^{※1} 1 台^{※1}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1 : 第 2 編表 113-1 及び第 3 編表 45-1 の計測器と共用 ※ 2 : 1 台は第 3 編表 45-1 の計測器と共用 ※ 3 : 1 台は表 101-1 の試料放射能測定装置と共用 ※ 4 : モニタリングポスト又はモニタリングステーションの運転上の制限を確認する。 ※ 5 : 管理区域外測定用の 1 台を含む。</p>	分 類	計測器種類	担当課長	数 量	被ばく管理用計測器 放射線管理用計測器	ホールボディカウンタ	安全管理第二課長	1 台 ^{※1}	線量当量率測定用 ^{ホ-ドイ-カ}	安全管理第二課長	3 台	汚染密度測定用 ^{ホ-ドイ-カ}	2 台 ^{※2}	放射線監視用計測器	退出モニタ	安全管理第二課長	3 台 ^{※3}	試料放射能測定装置	廃止措置安全管理課長	1 台 ^{※1}	積算線量計測定装置	係修第二課長	2 台 ^{※1}	環境放射能用計測器	モニタリングポスト ^{※4}	係修第二課長	1 台 ^{※1}	エリアモニタ	安全管理第二課長	22 台 ^{※5}	試料放射能測定装置 積算線量計測定装置	安全管理第一課長	1 台 ^{※1} 1 台 ^{※1}	<ul style="list-style-type: none"> • 1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更 (表 113-1 環境放射能用計測器の担当課長である安全管理第一課長の変更は、2019年9月27日付原発本第100号にて実施)
分 類	計測器種類	担当課長	数 量																																																																	
被ばく管理用計測器 放射線管理用計測器	ホールボディカウンタ	安全管理第二課長	1 台 ^{※1}																																																																	
	線量当量率測定用 ^{ホ-ドイ-カ}	安全管理第二課長	3 台																																																																	
	汚染密度測定用 ^{ホ-ドイ-カ}		2 台 ^{※2}																																																																	
放射線監視用計測器	退出モニタ	安全管理第二課長	3 台 ^{※3}																																																																	
	試料放射能測定装置	安全管理第一課長	1 台 ^{※1}																																																																	
	積算線量計測定装置	係修第二課長	2 台 ^{※1}																																																																	
環境放射能用計測器	モニタリングポスト ^{※4}	係修第二課長	1 台 ^{※1}																																																																	
	エリアモニタ	安全管理第二課長	22 台 ^{※5}																																																																	
	試料放射能測定装置 積算線量計測定装置	安全管理第一課長	1 台 ^{※1} 1 台 ^{※1}																																																																	
分 類	計測器種類	担当課長	数 量																																																																	
被ばく管理用計測器 放射線管理用計測器	ホールボディカウンタ	安全管理第二課長	1 台 ^{※1}																																																																	
	線量当量率測定用 ^{ホ-ドイ-カ}	安全管理第二課長	3 台																																																																	
	汚染密度測定用 ^{ホ-ドイ-カ}		2 台 ^{※2}																																																																	
放射線監視用計測器	退出モニタ	安全管理第二課長	3 台 ^{※3}																																																																	
	試料放射能測定装置	廃止措置安全管理課長	1 台 ^{※1}																																																																	
	積算線量計測定装置	係修第二課長	2 台 ^{※1}																																																																	
環境放射能用計測器	モニタリングポスト ^{※4}	係修第二課長	1 台 ^{※1}																																																																	
	エリアモニタ	安全管理第二課長	22 台 ^{※5}																																																																	
	試料放射能測定装置 積算線量計測定装置	安全管理第一課長	1 台 ^{※1} 1 台 ^{※1}																																																																	

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(請負会社の放射線防護)</p> <p>第 116 条 安全管理第二課長は、管理区域内で作業を行う請負会社に対して、以下に示す放射線防護上の必要な事項を定め、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 管理区域出入者の遵守事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 出入方法に関すること イ 個人線量計の着用に関すること ウ 所定の被服の着用に関すること エ 汚染拡大防止措置に関すること オ 管理区域内での飲食及び喫煙に関すること <p>(2) 線量評価の項目及び頻度に関すること</p> <p>(3) 床、壁等の汚染発見時の措置に関すること</p> <p>2 各課長（当直課長を除く。）、防護管理課長及び原子力訓練センター所長は、管理区域内で作業を行う請負会社に対して、第 1 項で定められた必要事項を遵守させる措置を講じる。</p>	<p>(請負会社の放射線防護)</p> <p>第 116 条 安全管理第二課長は、管理区域内で作業を行う請負会社に対して、以下に示す放射線防護上の必要な事項を定め、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 管理区域出入者の遵守事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 出入方法に関すること イ 個人線量計の着用に関すること ウ 所定の被服の着用に関すること エ 汚染拡大防止措置に関すること オ 管理区域内での飲食及び喫煙に関すること <p>(2) 線量評価の項目及び頻度に関すること</p> <p>(3) 床、壁等の汚染発見時の措置に関すること</p> <p>2 各課長（プラント管理課長及び発電第二課当直課長を除く。）、防護管理課長及び原子力訓練センター所長は、管理区域内で作業を行う請負会社に対して、第 1 項で定められた必要事項を遵守させる措置を講じる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更

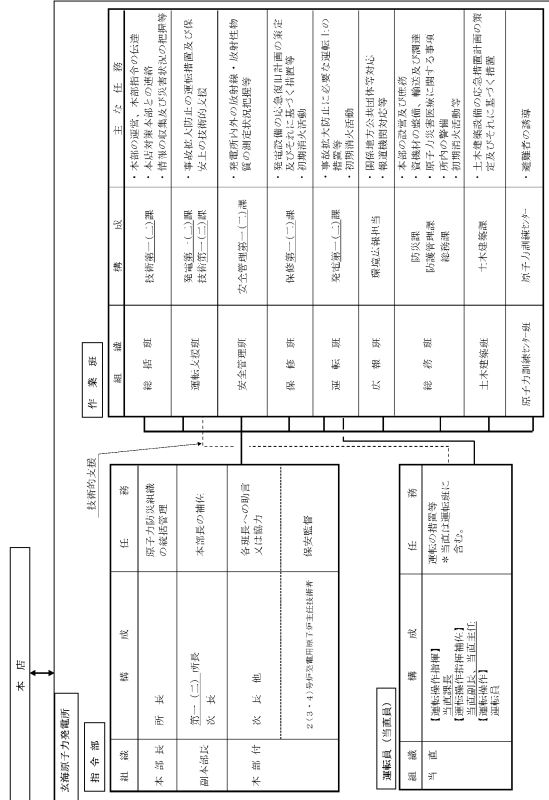
玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前

(原子力防災組織)

- 第 119 条 防災課長は、原子力災害の発生又は拡大を防止するため、図 119-1 に示す原子力防災組織を定めるに当たり、所長の承認を得る。
- 2 発電所の緊急時対策本部の本部長は、所長とする。ただし、防災課長は、所長が不在の場合に備えて代行者を定めるに当たり、所長の承認を得る。
- 3 原子力災害対策特別措置法に基づき措置が必要な場合は、本規定にかかわらず当該措置を優先する（以下、本章において同じ）。

図 119-1 原子力防災組織

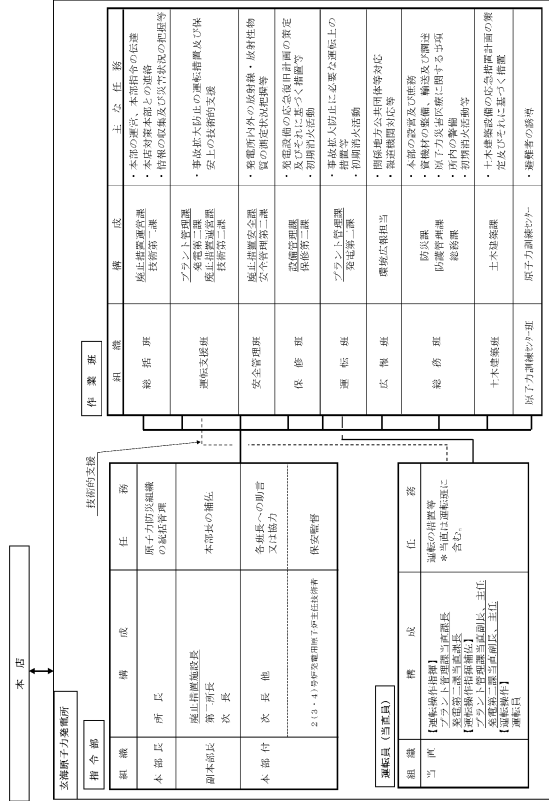


変更後

(原子力防災組織)

- 第 119 条 防災課長は、原子力災害の発生又は拡大を防止するため、図 119-1 に示す原子力防災組織を定めるに当たり、所長の承認を得る。
- 2 発電所の緊急時対策本部の本部長は、所長とする。ただし、防災課長は、所長が不在の場合に備えて代行者を定めるに当たり、所長の承認を得る。
- 3 原子力災害対策特別措置法に基づき措置が必要な場合は、本規定にかかわらず当該措置を優先する（以下、本章において同じ）。

図 119-1 原子力防災組織



- 1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(原子力防災資機材等の整備)</p> <p>第 121 条 各第二課長（土木建築課長及び発電第二課当直課長を除く。）、総務課長、技術第一課長及び安全管理第一課長は、原子力防災組織の活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器等を定めるに当たり、所長の承認を得る。</p> <p>2 発電第二課長は、緊急事態における運転操作に関する社内基準を作成し、制定及び改正に当たっては、第 7 条第 2 項に基づき運営委員会の承認を得る。</p>	<p>(原子力防災資機材等の整備)</p> <p>第 121 条 各第二課長（土木建築課長及び発電第二課当直課長を除く。）、総務課長、廃止措置運営課長及び廃止措置安全課長は、原子力防災組織の活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器等を定めるに当たり、所長の承認を得る。</p> <p>2 発電第二課長は、緊急事態における運転操作に関する社内基準を作成し、制定及び改正に当たっては、第 7 条第 2 項に基づき運営委員会の承認を得る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(請負会社従業員への保安教育)</p> <p>第130条 各第二課長(発電第二課当直課長を除く。)、原子力訓練センター所長、防護管理課長及び総務課長は、「教育訓練基準」に基づき、次に定める事項を実施する。</p> <p><中 略></p> <p>(2) 各第二課長(発電第二課当直課長を除く。)、防護管理課長及び安全管理第二課長は、原子炉施設に関する作業のうち、管理区域内における業務を請負会社が行う場合は、当該業務に従事する請負会社従業員に対し、安全上必要な教育が表130-1の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有している者と認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p><中 略></p> <p>(5) 各課長(発電第二課当直課長及び発電第二課当直課長を除く。)は、原子炉施設に関する作業のうち、火災、内部溢水、火山影響等及びその他自然災害(地震、津波及び竜巻等)発生時の措置における業務の補助を請負会社に行わせる場合は、当該業務に従事する請負会社従業員に対し、安全上必要な教育が表129-1の実施方針のうち「左記以外の技術系所員」に準じる保安教育「火災、内部溢水、火山影響等及びその他自然災害(地震、津波及び竜巻等)発生時の措置に関すること」の実施計画を定めていることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>(6) 各課長(発電第二課当直課長及び発電第二課当直課長を除く。)は、(3)、(4)及び(5)の保安教育の実施計画に基づいた保安教育が実施されていることを確認し、年度ごとにその実施結果を所長に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有している者と認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p>	<p>(請負会社従業員への保安教育)</p> <p>第130条 各第二課長(発電第二課当直課長を除く。)、原子力訓練センター所長、防護管理課長及び総務課長は、「教育訓練基準」に基づき、次に定める事項を実施する。</p> <p><中 略></p> <p>(2) 各第二課長(発電第二課当直課長を除く。)、防護管理課長及び廃止措置安全課長は、原子炉施設に関する作業のうち、管理区域内における業務を請負会社が行う場合は、当該業務に従事する請負会社従業員に対し、安全上必要な教育が表130-1の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有している者と認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p><中 略></p> <p>(5) 各課長(発電第二課当直課長及びプラント管理課当直課長を除く。)は、原子炉施設に関する作業のうち、火災、内部溢水、火山影響等及びその他自然災害(地震、津波及び竜巻等)発生時の措置における業務の補助を請負会社に行わせる場合は、当該業務に従事する請負会社従業員に対し、安全上必要な教育が表129-1の実施方針のうち「左記以外の技術系所員」に準じる保安教育「火災、内部溢水、火山影響等及びその他自然災害(地震、津波及び竜巻等)発生時の措置に関すること」の実施計画を定めていることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>(6) 各課長(発電第二課当直課長及びプラント管理課当直課長を除く。)は、(3)、(4)及び(5)の保安教育の実施計画に基づいた保安教育が実施されていることを確認し、年度ごとにその実施結果を所長に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有している者と認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p>	<p>・1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前

保安教育の実施方針（請負会社）

表130-1

(1) 発電所入所時に安全に必要な教育

保安教育の内容		対象者 ※3	
大分類	中分類 (運用が風動機等の内容)	放射線業務従事者	放射線業務従事者以外
実施時期	原子炉施設の構造・性能に関する事項	◎	○
入所時に実施する教育 ※1	非常時の場合に講ずべき処置に関する事項 非常の場合に講ずべき処置に関する事項	◎	◎
	関係法令及び保安規定の遵守に関する事項	◎	○

(2) 放射線業務従事者に対する教育

保安教育の内容		対象者と教育時間 ※3		電離放射線障害防止規則の分類
保安教育の内容	内 容	放射線業務従事者	放射線業務従事者以外	
総括表中分類との対応	内 容	◎ (0.5時間以上)	×	核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物に関する知識
核燃料物質及び核燃料物質若しくは使用済燃料の種類の取扱いに関する事項 ※2	①核燃料物質又は使用済燃料の種類及び性状 ②核燃料物質若しくは使用済燃料によって汚染された物の種類及び性状	◎	×	
放射線管理に関する事項 ※2	①管理区域に関する事項	◎ (1.5時間以上)	×	原子炉施設における作業の方法に関する知識
核燃料物質及び核燃料物質若しくは使用済燃料の取扱いに関する事項 ※2	②核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業の方法及び順序	◎	×	
核燃料物質及び核燃料物質若しくは使用済燃料の取扱いに関する事項 ※2	③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業の方法及び手順	◎	×	原子炉施設における作業の方法に関する知識
放射線管理に関する事項 ※2	④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法	◎	×	
放射線管理に関する事項 ※2	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去の方法	◎	×	原子炉施設に係る設備の構造及び取扱いの方法に関する知識
非常の場合に講ずべき処置に関する事項 ※2	⑥異常事態が発生した場合における応急の措置の方法	◎ (1.5時間以上)	×	
放射線管理に関する事項 ※2	原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の構造及び取扱いの方法	◎	×	電離放射線の生体に与える影響
放射線管理に関する事項 ※2	①電離放射線の種類及び性質	◎ (0.5時間以上)	×	
関係法令及び保安規定の遵守に関する事項 ※2	法、令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の関係条項	◎ (1時間以上)	×	関係法令
放射線管理に関する事項 ※2	①管理区域への立入り及び退去の手順	◎	×	原子炉施設における作業の方法及び防護設備に係る設備の取扱い
核燃料物質及び核燃料物質若しくは使用済燃料の取扱いに関する事項 ※2	②核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業	◎	×	
核燃料物質及び核燃料物質若しくは使用済燃料の取扱いに関する事項 ※2	③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業	◎	×	原子炉施設における作業の方法及び防護設備に係る設備の取扱い
放射線管理に関する事項 ※2	④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視	◎ (2時間以上)	×	
放射線管理に関する事項 ※2	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去	◎	×	原子炉施設における作業の方法及び防護設備に係る設備の取扱い
放射線管理に関する事項 ※2	⑥原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備	◎	×	
非常の場合に講ずべき処置に関する事項 ※2	⑦異常事態が発生した場合における応急の措置	◎	×	原子炉施設における作業の方法及び防護設備に係る設備の取扱い

◎：全員が教育の対象者
○：業務に関連する者が教育の対象
×：教育の対象外
()：合計の教育時間

※1：各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）、原子炉副施設センター所長、防護管理課長及び総務課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していることを認め、当該事項を教育について省略することができる。
※2：各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）、防護管理課長及び保安管理課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していることを認め、当該事項を教育について省略することができる。
※3：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。
※4：法令等の遵守とは、関係法令及び保安規定の遵守のことをいう。

・1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更

備考

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規定第1編は、2019年12月15日から施行する。</p> <p>2 第73条(ディーゼル発電機－モード1、2、3及び4以外-)の表73-1について、非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能な場合、他の号炉のディーゼル発電機又は移動式発電装置を非常用発電機とみなすことができる。</p> <p>3 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更に係る規定は、平成31年1月1日以後最初の施設定期検査を終了した日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。</p> <p>4 次の各号に示す原子炉施設の定期的な評価に係る規定については、施行日以後、初めて原子炉等規制法第43条の3の29の規定による届出をするまでの間、なお、従前の例による。</p> <p>(1) 第3条(品質保証計画)</p> <p>(2) 第6条(原子力発電安全委員会)</p> <p>(3) 第10条(原子炉施設の定期的な評価)</p> <p>(4) 第118条(保守管理計画)</p> <p>(5) 第129条(所員への保安教育)</p> <p>(6) 第131条(記録)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規定第1編は、2020年4月1日から施行する。</p> <p>2 第73条(ディーゼル発電機－モード1、2、3及び4以外-)の表73-1について、非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能な場合、他の号炉のディーゼル発電機又は移動式発電装置を非常用発電機とみなすことができる。</p> <p>3 次の各号に示す原子炉施設の定期的な評価に係る規定については、施行日以後、初めて原子炉等規制法第43条の3の29の規定による届出をするまでの間、なお、従前の例による。</p> <p>(1) 第3条(品質保証計画)</p> <p>(2) 第6条(原子力発電安全委員会)</p> <p>(3) 第10条(原子炉施設の定期的な評価)</p> <p>(4) 第118条(保守管理計画)</p> <p>(5) 第129条(所員への保安教育)</p> <p>(6) 第131条(記録)</p> <p>4 2019年9月27日付原発本第100号にて所掌の見直しにより職位名称の変更が必要となる以下の条文の職位名称については、2019年9月27日付原発本第100号をもって変更認可申請した、1号炉及び2号炉の廃止措置を実施するための変更が原子力規制委員会の認可を受ける日までの間、以下のおり読み替える。</p> <p>(1) 第3条(品質保証計画) 別図1「技術第二課」→「廃止措置運営課」</p> <p>(2) 第17条(火災発生時の体制の整備) 「発電第二課長」→「プラント管理課長」</p> <p>(3) 第98条(放射性固体廃棄物の管理) 「安全管理課長」→「廃止措置安全課長及び安全管理第二課長」</p> <p>(4) 第112条(外部放射線に係る線量当量率等の測定) 「安全管理課長」→「廃止措置安全課長及び安全管理第二課長」</p> <p>(5) 第113条(放射線計測器類の管理) 「安全管理第一課長」→「廃止措置安全課長」</p> <p>(6) 添付2 火災、内部溢水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準 「発電第二課長」→「プラント管理課長」</p>	<p>・1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</p> <p>・運用の明確化に伴う変更</p> <p>・変更前の第3項は適用済であることから削除</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>添付2</p> <p>火災、内部溢水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は、火災、内部溢水、火山影響等発生時及びその他自然災害が発生した場合に対処しうる体制を維持管理していくための実施内容、並びに火山活動のモニタリング等の活動を行うために必要な体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p>1 火 災</p> <p>防災課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の 1.1 項から 1.5 項を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、各第二課長（発電第二課当直課長を除く）、保修第一課長及び発電第一課長は、火災防護計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>< 中 略 ></p> <p>1.5 手順書の整備</p> <p>< 中 略 ></p> <p>(2) 各第二課長（発電第二課当直課長を除く）、保修第一課長及び発電第一課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p>< 中 略 ></p> <p>1.6 定期的な評価</p> <p>(1) 各第二課長（発電第二課当直課長を除く）、保修第一課長及び発電第一課長は、1.1 項から 1.5 項の活動の実施結果について、防災課長に報告する。</p> <p>< 以下、省略 ></p>	<p>添付2</p> <p>火災、内部溢水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は、火災、内部溢水、火山影響等発生時及びその他自然災害が発生した場合に対処しうる体制を維持管理していくための実施内容、並びに火山活動のモニタリング等の活動を行うために必要な体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p>1 火 災</p> <p>防災課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の 1.1 項から 1.5 項を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、各第二課長（発電第二課当直課長を除く）、設備管理課長及び発電第一課長は、火災防護計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>< 中 略 ></p> <p>1.5 手順書の整備</p> <p>< 中 略 ></p> <p>(2) 各第二課長（発電第二課当直課長を除く）、設備管理課長及び発電第一課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p>< 中 略 ></p> <p>1.6 定期的な評価</p> <p>(1) 各第二課長（発電第二課当直課長を除く）、設備管理課長及び発電第一課長は、1.1 項から 1.5 項の活動の実施結果について、防災課長に報告する。</p> <p>< 以下、省略 ></p>	<p>• 1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更 (発電第一課長の変更は、2019年9月27日付原発本第100号にて実施)</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>添付2 続き</p> <p>5 津 波</p> <p>防災課長は、津波発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う体制の整備として、次の5.1項から5.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）、技術第一課長、安全管理第一課長及び保修第一課長は、計画に基づき、津波発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p><中 略></p> <p>5.4 手順書の整備</p> <p>(1) 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）、技術第一課長、安全管理第一課長及び保修第一課長は、津波発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p>ア 津波の襲来が予想される場合の対応</p> <p>(7) 保修課長は、燃料等輸送船に関し、津波警報等が発令された場合、荷役作業を中断し、陸側作業員及び輸送物の退避に関する措置を実施する。</p> <p>(1) 技術課長、安全管理課長及び保修課長は、緊急離岸する船舶と退避状況に関する情報連絡を行う。</p> <p><中 略></p> <p>5.5 定期的な評価</p> <p>(1) 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）、技術第一課長、安全管理第一課長及び保修第一課長は、5.1項から5.4項の活動の実施結果について、防災課長に報告する。</p> <p><以下、省略></p>	<p>添付2 続き</p> <p>5 津 波</p> <p>防災課長は、津波発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う体制の整備として、次の5.1項から5.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）、廃止措置運営課長、廃止措置安全課長及び設備管理課長は、計画に基づき、津波発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p><中 略></p> <p>5.4 手順書の整備</p> <p>(1) 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）、廃止措置運営課長、廃止措置安全課長及び設備管理課長は、津波発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p>ア 津波の襲来が予想される場合の対応</p> <p>(7) 保修第二課長及び設備管理課長は、燃料等輸送船に関し、津波警報等が発令された場合、荷役作業を中断し、陸側作業員及び輸送物の退避に関する措置を実施する。</p> <p>(1) 技術第二課長、廃止措置運営課長、安全管理第二課長、廃止措置安全課長、保修第二課長及び設備管理課長は、緊急離岸する船舶と退避状況に関する情報連絡を行う。</p> <p><中 略></p> <p>5.5 定期的な評価</p> <p>(1) 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）、廃止措置運営課長、廃止措置安全課長及び設備管理課長は、5.1項から5.4項の活動の実施結果について、防災課長に報告する。</p> <p><以下、省略></p>	<p>• 1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>添付2 続き</p> <p>6 竜 巻</p> <p>防災課長は、竜巻発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う体制の整備として、次の 6.1 項から 6.4 項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）及び保修第一課長は、計画に基づき、竜巻発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p><中 略></p> <p>6.3 資機材の配備</p> <p>(1) 保修課長は、竜巻対策として固縛及び固定に使用する資機材を配備する。</p> <p>6.4 手順書の整備</p> <p>(1) 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）及び保修第一課長は、竜巻発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p><中 略></p> <p>6.5 定期的な評価</p> <p>(1) 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）及び保修第一課長は、6.1 項から 6.4 項の活動の実施結果について、防災課長に報告する。</p> <p><以下、省略></p>	<p>添付2 続き</p> <p>6 竜 巻</p> <p>防災課長は、竜巻発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う体制の整備として、次の 6.1 項から 6.4 項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）及び設備管理課長は、計画に基づき、竜巻発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p><中 略></p> <p>6.3 資機材の配備</p> <p>(1) 保修第二課長及び設備管理課長は、竜巻対策として固縛及び固定に使用する資機材を配備する。</p> <p>6.4 手順書の整備</p> <p>(1) 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）及び設備管理課長は、竜巻発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p><中 略></p> <p>6.5 定期的な評価</p> <p>(1) 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）及び設備管理課長は、6.1 項から 6.4 項の活動の実施結果について、防災課長に報告する。</p> <p><以下、省略></p>	<p>・1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">第2編 運転設備（停止中）の発電用原子炉施設編（2号炉に係る保安措置）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この規定第2編は、平成30年7月1日から施行する。</p> <p>2 第73条（ディーゼル発電機 -モード1、2、3及び4以外-）の表73-1について、非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能の場合、1号炉のディーゼル発電機又は移動式発電装置を非常用発電機とみなすことができる。</p> <p>なお、1号炉のディーゼル発電機を非常用発電機とみなす期間は、当該ディーゼル発電機について、第73条第2項及び第74条第2項に準じて、1か月に1回、次の各号の事項により、動作可能であることを確認する。</p> <p>(1) ディーゼル発電機を待機状態から起動し、無負荷運転時の電圧が $6,900 \pm 345$ V 及び周波数が 60 ± 3 Hz であること。</p> <p>(2) 燃料油サービスタタンク貯油量（保有油量）が 5600 以上であること。</p> <p>(3) 所要の電力供給が可能な燃料油貯油槽の油量、潤滑油タンクの油量及び始動用空気だめ圧力があること。</p> <p>3 原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の施行に伴う原子炉設置変更の許可及び原子炉施設保安規定変更の施行までの間、原子炉への燃料の装荷は行わない。</p>	<p style="text-align: center;">第2編 運転設備（停止中）の発電用原子炉施設編（2号炉に係る保安措置）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この規定第2編は、2020年4月1日から施行する。</p> <p>2 第73条（ディーゼル発電機 -モード1、2、3及び4以外-）の表73-1について、非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能の場合、1号炉のディーゼル発電機又は移動式発電装置を非常用発電機とみなすことができる。</p> <p>なお、1号炉のディーゼル発電機を非常用発電機とみなす期間は、当該ディーゼル発電機について、第73条第2項及び第74条第2項に準じて、1か月に1回、次の各号の事項により、動作可能であることを確認する。</p> <p>(1) ディーゼル発電機を待機状態から起動し、無負荷運転時の電圧が $6,900 \pm 345$ V 及び周波数が 60 ± 3 Hz であること。</p> <p>(2) 燃料油サービスタタンク貯油量（保有油量）が 5600 以上であること。</p> <p>(3) 所要の電力供給が可能な燃料油貯油槽の油量、潤滑油タンクの油量及び始動用空気だめ圧力があること。</p> <p>3 原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の施行に伴う原子炉設置変更の許可及び原子炉施設保安規定変更の施行までの間、原子炉への燃料の装荷は行わない。</p> <p>4 第4条（保安に関する組織）並びに関連する条文における組織及び職位の名称については、2019年9月27日付原発本第100号をもって変更認可申請した、1号炉及び2号炉の廃止措置を実施するための変更が原子力規制委員会の認可を受ける日までの間、以下のとおり読み替える。</p> <p>(1) 組織名称（読み替え前→読み替え後）</p> <p>ア「安全品質保証第二統括室」及び「安全品質保証第二統括室」→「安全品質保証統括室」</p> <p>イ「技術第一課」→「廃止措置運営課」</p> <p>ウ「安全管理第一課」→「廃止措置安全課」</p> <p>エ「発電第一課」→「プラント管理課」</p> <p>オ「保修第一課」→「設備管理課」</p> <p>(2) 職位名称（読み替え前→読み替え後）</p> <p>ア「第一所長」→「廃止措置施設長」</p> <p>イ「安全品質保証第一統括室長」及び「安全品質保証第二統括室長」</p> <p>→「安全品質保証統括室長」</p> <p>ウ「安全品質保証第二統括室副室長」及び「安全品質保証第二統括室副室長」</p> <p>→「安全品質保証統括室副室長」</p> <p>エ「技術第一課長」→「廃止措置運営課長」</p> <p>オ「安全管理第一課長」→「廃止措置安全課長」</p> <p>カ「発電第一課長」→「プラント管理課長」</p> <p>キ「発電第一課当直課長」→「プラント管理課当直課長」</p> <p>ク「保修第一課長」→「設備管理課長」</p> <p>ケ「各第一課長」→「各廃止措置課長」</p> <p>コ「各第一課（室、センター）長」→「各廃止措置課（室、センター）長」</p>	<p>・1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</p>

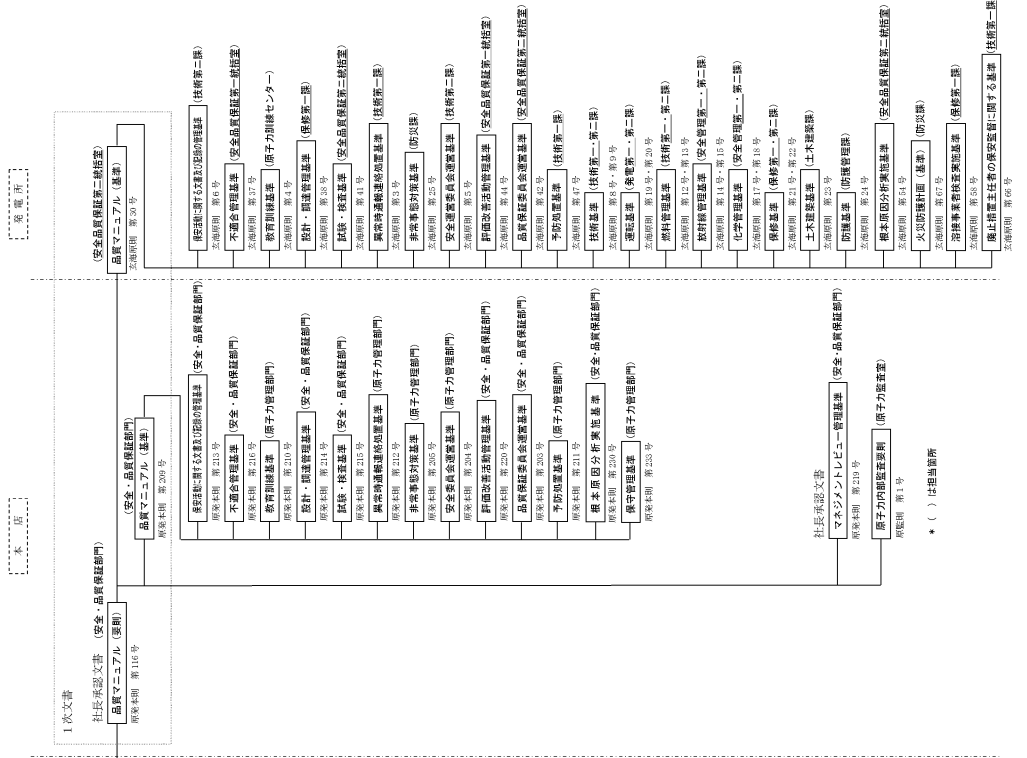
玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前

第3編 廃止措置段階の発電用原子炉施設編（1号炉に係る保安措置）
第3条（品質保証計画）

別図1

保安規定品質保証計画に係る規定文書体系図

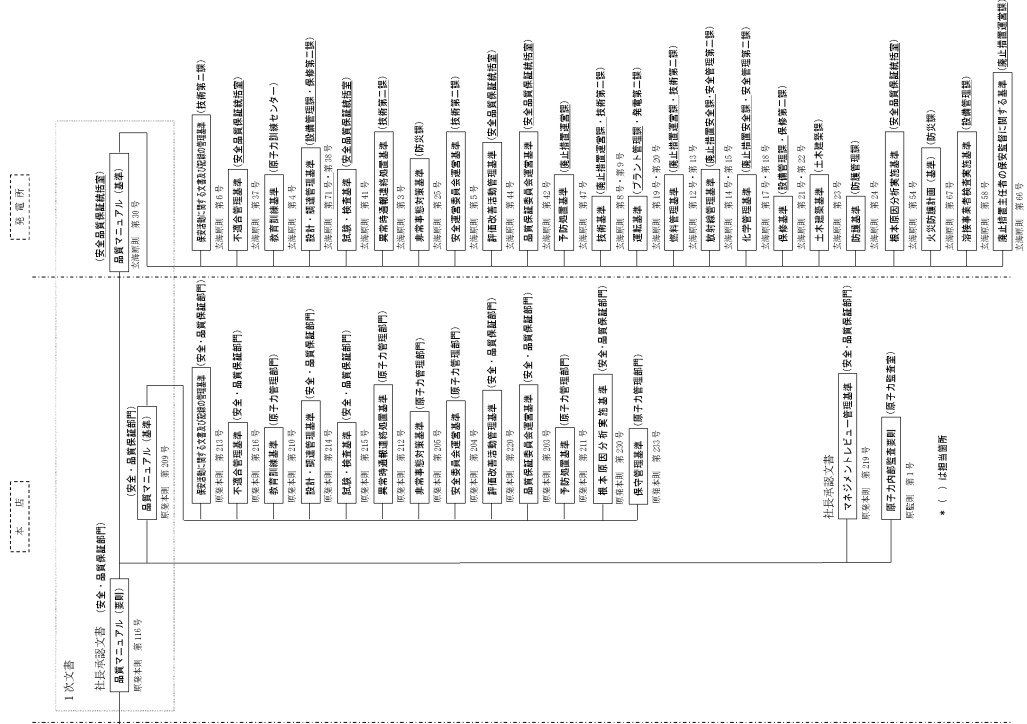


変更後

第3編 廃止措置段階の発電用原子炉施設編（1号炉に係る保安措置）
第3条（品質保証計画）

別図1

保安規定品質保証計画に係る規定文書体系図



- 1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更

備考

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(保安に関する組織)</p> <p>第4条 廃止措置段階の発電所の保安に関する組織は、図4-1のとおりとする。</p> <p>図4-1</p>	<p>(保安に関する組織)</p> <p>第4条 廃止措置段階の発電所の保安に関する組織は、図4-1のとおりとする。</p> <p>図4-1</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 保安に関する主な職務及び実施者は以下のとおりとする。また、その他の保安に関し必要となる職務に関しては、組織・権限規程に従って行う。</p> <p style="text-align: center;"><中 略></p> <p>(14) 第一所長は、所長を補佐し、技術第一課長、安全管理第一課長、発電第二課長及び保修第二課長の所管する保安に関する業務並びに土木建築課長のうち1号炉及び2号炉の保安に関する業務を総括管理する。</p> <p>(15) 第二所長は、所長を補佐し、技術第二課長、安全管理第二課長、発電第二課長及び保修第二課長の所管する保安に関する業務、並びに土木建築課長のうち3号炉及び4号炉の保安に関する業務を総括管理する。</p> <p>(16) 安全品質保証第二統括室長は、所長を補佐し、1号炉及び2号炉の発電所における保安、品質保証活動の統括に関する業務を行う。</p> <p>(17) 安全品質保証第一統括室副室長は、安全品質保証第一統括室長を補佐する。</p> <p>(18) 安全品質保証第二統括室長は、所長を補佐し、3号炉及び4号炉の発電所における保安、品質保証活動の統括に関する業務を行う。</p> <p>(19) 安全品質保証第三統括室副室長は、安全品質保証第三統括室長を補佐する。</p> <p>(20) 総務課長は、調達先の評価・選定等に関する業務を行う。</p> <p>(21) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行う。</p> <p>(22) 防護管理課長は、出入管理に関する業務を行う。</p> <p>(23) 技術第一課長は1号炉及び2号炉、技術第二課長は3号炉及び4号炉に係る発電所の技術関係事項の総括及び燃料管理に関する業務を行う。(以下技術第一課長及び技術第二課長を総称して「技術課長」という。)</p> <p>(24) 安全管理第一課長は1号炉及び2号炉、安全管理第二課長は3号炉及び4号炉に係る放射線管理、放射性廃棄物管理及び化学管理に関する業務を行う。(以下安全管理第一課長及び安全管理第二課長を総称して「安全管理課長」という。)</p> <p>(25) 発電第一課長は1号炉及び2号炉、発電第二課長は3号炉及び4号炉に係る原子炉施設の運転に関する業務を行う。(以下発電第一課長及び発電第二課長を総称して「発電課長」という。)</p> <p>(26) 発電第二課当直課長は1号炉及び2号炉、発電第二課当直課長は3号炉及び4号炉に係る原子炉施設の運転に関する業務を行う。(以下発電第二課当直課長を総称して「当直課長」という。)</p> <p>(27) 保修第一課長は1号炉及び2号炉、保修第二課長は3号炉及び4号炉に係る原子炉施設(土木建築設備を除く。)の保修及び燃料の取扱いに係る業務を行う。(以下保修第一課長及び保修第二課長を総称して「保修課長」という。)</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 保安に関する主な職務及び実施者は以下のとおりとする。また、その他の保安に関し必要となる職務に関しては、組織・権限規程に従って行う。</p> <p style="text-align: center;"><中 略></p> <p>(14) 廃止措置施設長は、所長を補佐し、廃止措置運営課長、廃止措置安全課長、プラント管理課長及び設備管理課長の所管する保安に関する業務並びに土木建築課長のうち1号炉及び2号炉の保安に関する業務を総括管理する。</p> <p>(15) 第二所長は、所長を補佐し、技術第二課長、安全管理第二課長、発電第二課長及び保修第二課長の所管する保安に関する業務、並びに土木建築課長のうち3号炉及び4号炉の保安に関する業務を総括管理する。</p> <p>(16) 安全品質保証統括室長は、所長を補佐し、発電所における保安、品質保証活動の統括に関する業務を行う。</p> <p>(17) 安全品質保証統括室副室長は、安全品質保証統括室長を補佐する。</p> <p>(18) 総務課長は、調達先の評価・選定等に関する業務を行う。</p> <p>(19) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行う。</p> <p>(20) 防護管理課長は、出入管理に関する業務を行う。</p> <p>(21) 廃止措置運営課長は、1号炉及び2号炉に係る発電所の技術関係事項の総括及び燃料管理に関する業務を行う。</p> <p>(22) 廃止措置安全課長は、1号炉及び2号炉に係る放射線管理、放射性廃棄物管理及び化学管理に関する業務を行う。</p> <p>(23) プラント管理課長は、1号炉及び2号炉に係る原子炉施設の運転に関する業務を行う。</p> <p>(24) プラント管理課当直課長は、1号炉及び2号炉に係る原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。</p> <p>(25) 設備管理課長は、1号炉及び2号炉に係る原子炉施設(土木建築設備を除く。)の保修及び燃料の取扱いに係る業務を行う。</p> <p>(26) 技術第二課長は、3号炉及び4号炉に係る発電所の技術関係事項の総括及び燃料管理に関する業務を行う。</p> <p>(27) 安全管理第二課長は、3号炉及び4号炉に係る放射線管理、放射性廃棄物管理及び化学管理に関する業務を行う。</p> <p>(28) 発電第二課長は、3号炉及び4号炉に係る原子炉施設の運転管理に関する業務を行う。</p> <p>(29) 発電第二課当直課長は、3号炉及び4号炉に係る原子炉施設の運転管理に関する当直業務を行う。</p> <p>(30) 保修第二課長は、3号炉及び4号炉に係る原子炉施設(土木建築設備を除く。)の保修及び燃料の取扱いに係る業務を行う。</p>	<p>・1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</p> <p>・記載の適正化に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第5条 続き</p> <p>(28) 土木建築課長は、原子炉施設のうち、土木建築設備の保修に関する業務を行う。</p> <p>(29) 原子力訓練センター所長は、保安教育の統括に関する業務を行う。</p> <p>(30) (16)、(18)及び(20)から(29)に定める安全品質保証第一統括室長、安全品質保証第二統括室長、課長及び原子力訓練センター所長、(以下「各課長」という。)は、所掌業務に基づき非常時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p>(31) 各課長は、課員等を指示、指導し、所管する業務を遂行する。また、各課長等は各課長の指示、指導に従い業務を実施する。</p>	<p>第5条 続き</p> <p>(31) 土木建築課長は、原子炉施設のうち、土木建築設備の保修に関する業務を行う。</p> <p>(32) 原子力訓練センター所長は、保安教育等の統括に関する業務を行う。</p> <p>(33) (6)から(10)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における設計及び工事に関する業務を含む。</p> <p>(34) (19)及び(21)から(31)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における運転及び保守、設計及び工事に関する業務を含む。</p> <p>(35) (19)及び(21)から(31)に定める課長(以下「各課長」という。)並びに(16)、(18)、(20)及び(32)に定める安全品質保証統括室長、総務課長、防護管理課長及び原子力訓練センター所長(以下、総称して「各課(室、センター)長」という。)は、所掌業務に基づき非常時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p>以下、各課長のうち、(19)、(21)から(25)及び(31)で定める課長をいう場合は「各廃止措置課長」という。</p> <p>また、各課(室、センター)長のうち、各廃止措置課長並びに(16)、(18)、(20)及び(32)に定める安全品質保証統括室長、総務課長、防護管理課長及び原子力訓練センター所長を含めた課(室、センター)長をいう場合には、「各廃止措置課(室、センター)長」という。</p> <p>(36) 各課(室、センター)長は、課(室、センター)員等を指示、指導し、所管する業務を遂行する。また、各課(室、センター)員等は各課(室、センター)長の指示、指導に従い業務を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更 ・ 記載の適正化に伴う変更 ・ 運用の明確化に伴う変更 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(玄海原子力発電所安全運営委員会) 第7条 発電所に玄海原子力発電所安全運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p><中 略></p> <p>4 運営委員会は、委員長、廃止措置主任者、第5条(14)から(16)、(18)、(20)から(25)及び(27)から(29)に定める職位の者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>(玄海原子力発電所安全運営委員会) 第7条 発電所に玄海原子力発電所安全運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p><中 略></p> <p>4 運営委員会は、委員長、廃止措置主任者、第5条(14)から(16)、(18)から(23)、(25)から(28)及び(30)から(32)に定める職位の者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(廃止措置主任者の職務等)</p> <p>第9条 廃止措置主任者は、原子炉施設の廃止措置に関し保安の監督を誠実かつ、最優先に行うことを任務とし、次の各号に定める職務を遂行する。</p> <p>(1) 原子炉施設の廃止措置に関し保安上必要な場合は、所長へ意見具申する。</p> <p>(2) 原子炉施設の廃止措置に関し保安上必要な場合は、廃止措置に従事する者へ指導・助言を行う。</p> <p>(3) 第66条第1項の報告について、精査し、必要な指導・助言を行う。</p> <p>(4) 表9-1に定める事項について、所長の承認に先立ち確認する。</p> <p>(5) 表9-2に定める事項について、各課長からの報告内容等を確認する。</p> <p>(6) 表9-3に示す記録の内容を確認する。</p> <p>(7) その他原子炉施設の廃止措置に関し保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p style="text-align: center;"><以下、省略></p>	<p>(廃止措置主任者の職務等)</p> <p>第9条 廃止措置主任者は、原子炉施設の廃止措置に関し保安の監督を誠実かつ、最優先に行うことを任務とし、次の各号に定める職務を遂行する。</p> <p>(1) 原子炉施設の廃止措置に関し保安上必要な場合は、所長へ意見具申する。</p> <p>(2) 原子炉施設の廃止措置に関し保安上必要な場合は、廃止措置に従事する者へ指導・助言を行う。</p> <p>(3) 第66条第1項の報告について、精査し、必要な指導・助言を行う。</p> <p>(4) 表9-1に定める事項について、所長の承認に先立ち確認する。</p> <p>(5) 表9-2に定める事項について、各廃止措置課長からの報告内容等を確認する。</p> <p>(6) 表9-3に示す記録の内容を確認する。</p> <p>(7) その他原子炉施設の廃止措置に関し保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p style="text-align: center;"><以下、省略></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更 ・記載の適正化に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(構成及び定義) 第10条 本章第3節(第22条から第24条を除く。)における条文の基本的な構成は次のとおりとする。</p> <p>(1) 第1項：施設運用上の基準 (2) 第2項：施設運用上の基準を満足していることを確認するために行う事項 (3) 第3項：施設運用上の基準を満足していないと判断した場合*1に要求される措置</p> <p>2 本章において、主要な用語の定義は、各条文中に定めがない場合、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第3節において「速やかに」とは、可能な限り短時間で実施するものであるが、一義的に時間を決められないものであり、意図的に遅延させることなく行うことを意味する。なお、要求される措置を実施する場合には、上記の主旨を踏まえた上で、組織的に実施する準備*2が整い、次の措置を実施する。また、複数の「速やかに」実施することが要求される措置に規定されている場合は、いずれか1つの要求される措置を「速やかに」実施し、引き続き遅滞なく、残りの要求される措置を実施する。</p> <p>※1：施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、次のいずれかをいう。 ア 第2項の確認を行ったところ、施設運用上の基準を満足していないと当直課長が判断した場合 イ 第2項の確認を行うことができなかつた場合 ウ 第2項にかかわらず施設運用上の基準を満足していないと当直課長が判断した場合</p> <p>※2：関係者への連絡、各運転員への指示、手順の準備・確認等を行うこと。</p>	<p>(構成及び定義) 第10条 本章第3節(第22条から第24条を除く。)における条文の基本的な構成は次のとおりとする。</p> <p>(1) 第1項：施設運用上の基準 (2) 第2項：施設運用上の基準を満足していることを確認するために行う事項 (3) 第3項：施設運用上の基準を満足していないと判断した場合*1に要求される措置</p> <p>2 本章において、主要な用語の定義は、各条文中に定めがない場合、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第3節において「速やかに」とは、可能な限り短時間で実施するものであるが、一義的に時間を決められないものであり、意図的に遅延させることなく行うことを意味する。なお、要求される措置を実施する場合には、上記の主旨を踏まえた上で、組織的に実施する準備*2が整い、次の措置を実施する。また、複数の「速やかに」実施することが要求される措置に規定されている場合は、いずれか1つの要求される措置を「速やかに」実施し、引き続き遅滞なく、残りの要求される措置を実施する。</p> <p>※1：施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、次のいずれかをいう。 ア 第2項の確認を行ったところ、施設運用上の基準を満足していないとプラント管理課当直課長が判断した場合 イ 第2項の確認を行うことができなかつた場合 ウ 第2項にかかわらず施設運用上の基準を満足していないとプラント管理課当直課長が判断した場合</p> <p>※2：関係者への連絡、各運転員への指示、手順の準備・確認等を行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更 • 記載の適正化に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(運転員の確保)</p> <p>第 11 条 発電課長は、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉施設の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>2 発電課長は、原子炉施設の運転に当たって第 1 項で定める者の中から、1 直当たり 2 名以上（当直課長*1 を含む。）をそろえ、5 直以上を編成した上で 3 交替勤務を行わせる。特別な事情がある場合を除き、連続して 24 時間を超える勤務を行わせてはならない。</p> <p>3 当直課長は、照射済燃料移動中において第 2 項で定める者のうち、1 名以上を常時中央制御室に確保する。</p> <p>※ 1：当直課長は、1 号炉及び 2 号炉で兼任させることができる（以下、本条において同じ）。</p> <p>(巡 視)</p> <p>第 12 条 当直課長は、毎日 1 回以上、原子炉施設（アニュラス内及び第 37 条第 1 項で定める区域を除く。）を「運転基準」に基づき巡視する。</p> <p>2 当直課長は、「運転基準」に基づきアニュラス内及び第 37 条第 1 項で定める区域を、関連するパラメータ等による間接的な監視を行う。なお、第 37 条第 1 項で定める区域（特に立入り制限された区域を除く。）は一定期間毎に巡視する。</p> <p>(引 継)</p> <p>第 14 条 当直課長は、その業務を次直の当直課長に引き継ぎ渡すとともに、施設運用状況を申し送る。</p>	<p>(運転員の確保)</p> <p>第 11 条 ブラント管理課長は、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉施設の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>2 ブラント管理課長は、原子炉施設の運転に当たって第 1 項で定める者の中から、1 直当たり 2 名以上（当直課長*1 を含む。）をそろえ、5 直以上を編成した上で 3 交替勤務を行わせる。特別な事情がある場合を除き、連続して 24 時間を超える勤務を行わせてはならない。</p> <p>3 ブラント管理課長は、照射済燃料移動中において第 2 項で定める者のうち、1 名以上を常時中央制御室に確保する。</p> <p>※ 1：当直課長は、1 号炉及び 2 号炉で兼任させることができる（以下、本条において同じ）。</p> <p>(巡 視)</p> <p>第 12 条 ブラント管理課長は、毎日 1 回以上、原子炉施設（アニュラス内及び第 37 条第 1 項で定める区域を除く。）を「運転基準」に基づき巡視する。</p> <p>2 ブラント管理課長は、「運転基準」に基づきアニュラス内及び第 37 条第 1 項で定める区域を、関連するパラメータ等による間接的な監視を行う。なお、第 37 条第 1 項で定める区域（特に立入り制限された区域を除く。）は一定期間毎に巡視する。</p> <p>(引 継)</p> <p>第 14 条 ブラント管理課長は、その業務を次直の当直課長に引き継ぎ渡すとともに、施設運用状況を申し送る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更 • 記載の適正化に伴う変更 <ul style="list-style-type: none"> • 1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更 • 記載の適正化に伴う変更 <ul style="list-style-type: none"> • 1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更 • 記載の適正化に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考												
<p>(原子炉の運転停止に関する恒久的な措置) 第 15 条 各課長は、次の各号を遵守する。 (1) 原子炉内に燃料を装荷しないこと (2) 燃料移送管隔離弁を閉止・施錠し、管理すること (3) 燃料を表 15-1 に定める譲渡し先に搬出すること 2 各課長は、原子炉格納容器内から燃料移送管を經由して燃料以外を移送する場合、直ちに閉止できるときを条件に、前項(2)を解除することができる。なお、解除する場合は、所長の承認を得て実施する。</p> <p style="text-align: center;">表 15-1</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td style="text-align: center;">種 別</td><td style="text-align: center;">譲渡し先</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">使用済燃料</td><td style="text-align: center;">再処理事業者</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">新燃料</td><td style="text-align: center;">加工事業者</td></tr> </table>	種 別	譲渡し先	使用済燃料	再処理事業者	新燃料	加工事業者	<p>(原子炉の運転停止に関する恒久的な措置) 第 15 条 廃止措置運営課長及び技術第二課長は、次の各号を遵守する。 (1) 廃止措置運営課長は、原子炉内に燃料を装荷しないこと。 (2) 廃止措置運営課長は、燃料移送管隔離弁を閉止・施錠し、管理すること。 (3) 廃止措置運営課長及び技術第二課長は、燃料を表 15-1 に定める譲渡し先に搬出すること。 2 在廃止措置課長は、原子炉格納容器内から燃料移送管を經由して燃料以外を移送する場合、直ちに閉止できるときを条件に、前項(2)を解除することができる。なお、解除する場合は、所長の承認を得て実施する。</p> <p style="text-align: center;">表 15-1</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td style="text-align: center;">種 別</td><td style="text-align: center;">譲渡し先</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">使用済燃料</td><td style="text-align: center;">再処理事業者</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">新燃料</td><td style="text-align: center;">加工事業者</td></tr> </table>	種 別	譲渡し先	使用済燃料	再処理事業者	新燃料	加工事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更 ・ 記載の適正化に伴う変更
種 別	譲渡し先													
使用済燃料	再処理事業者													
新燃料	加工事業者													
種 別	譲渡し先													
使用済燃料	再処理事業者													
新燃料	加工事業者													

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(地震・火災等発生時の措置)</p> <p>第 16 条 各課長は、地震・火災が発生した場合は次の措置を講じるとともに、その結果を所長及び廃止措置主任者に報告する。</p> <p>(1) 最寄りの気象庁震度観測点において震度 5 弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、維持すべき原子炉施設^{*1}の損傷の有無を確認する。</p> <p>(2) 原子炉施設に火災が発生した場合は、早期消火及び延焼の防止に努めるとともに、火災鎮火後、維持すべき原子炉施設の損傷の有無を確認する。</p> <p>2 各課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、以下の各号に掲げる事項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 防災課長は、発電所から消防機関へ通報するため、専用回線を使用した通報設備を中央制御室に設置する^{*2}。</p> <p>(2) 防災課長は、初期消火活動を行う要員として、発電所において 10 名以上を常駐させるとともに、この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。</p> <p>(3) 防災課長は、初期消火活動を行うため、表 16-1 に示す化学消防自動車及び泡消火薬剤を配備する。また、初期消火活動に必要なその他資機材を定め、配備する。</p> <p>(4) 防災課長は、原子炉施設における持込物（可燃物）の管理方法を定める。</p> <p>(5) 当直課長は、第 12 条に定める巡回により、火災発生の有無を確認する。</p> <p>(6) 各課長は、最寄りの気象庁震度観測点において震度 5 弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、維持すべき原子炉施設の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長及び廃止措置主任者に報告する。</p> <p>(7) 防災課長は、前各号に定める初期消火活動のための体制について、総合的な発電所としての訓練及び初期消火活動の結果を 1 年に 1 回以上評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。</p> <p>3 各課長は、山火事、台風、津波等の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、廃止措置主任者及び関係課長に連絡するとともに、必要な措置について協議する。</p> <p style="text-align: right;"><以下、省略></p>	<p>(地震・火災等発生時の措置)</p> <p>第 16 条 各廃止措置課長は、地震・火災が発生した場合は次の措置を講じるとともに、その結果を所長及び廃止措置主任者に報告する。</p> <p>(1) 最寄りの気象庁震度観測点において震度 5 弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、維持すべき原子炉施設^{*1}の損傷の有無を確認する。</p> <p>(2) 原子炉施設に火災が発生した場合は、早期消火及び延焼の防止に努めるとともに、火災鎮火後、維持すべき原子炉施設の損傷の有無を確認する。</p> <p>2 各廃止措置課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、以下の各号に掲げる事項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 防災課長は、発電所から消防機関へ通報するため、専用回線を使用した通報設備を中央制御室に設置する^{*2}。</p> <p>(2) 防災課長は、初期消火活動を行う要員として、発電所において 10 名以上を常駐させるとともに、この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。</p> <p>(3) 防災課長は、初期消火活動を行うため、表 16-1 に示す化学消防自動車及び泡消火薬剤を配備する。また、初期消火活動に必要なその他資機材を定め、配備する。</p> <p>(4) 防災課長は、原子炉施設における持込物（可燃物）の管理方法を定める。</p> <p>(5) フラント管理課当直課長は、第 12 条に定める巡回により、火災発生の有無を確認する。</p> <p>(6) 各廃止措置課長は、最寄りの気象庁震度観測点において震度 5 弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、維持すべき原子炉施設の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長及び廃止措置主任者に報告する。</p> <p>(7) 防災課長は、前各号に定める初期消火活動のための体制について、総合的な発電所としての訓練及び初期消火活動の結果を 1 年に 1 回以上評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。</p> <p>3 各廃止措置課長は、山火事、台風、津波等の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、廃止措置主任者及び関係課長に連絡するとともに、必要な措置について協議する。</p> <p style="text-align: right;"><以下、省略></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更 ・ 記載の適正化に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(電源機能喪失時等の体制の整備)</p> <p>第17条 各課長は、交流電源を供給する全ての設備の機能が喪失した場合、原子炉施設内で溢水が発生した場合、火山現象による影響が発生するおそれがある場合又は発生した場合、重大事故^{※1}に至るおそれがある事故若しくは重大事故が発生した場合又は大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより原子炉施設に大規模な損壊が生じた場合で、使用済燃料ピットを冷却する全ての設備の機能が喪失した場合（以下「電源機能喪失時等」という。）における原子炉施設の保全のための活動をを行う体制の整備として、以下の各号に掲げる事項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する毎年度1回以上の教育訓練</p> <p>(3) 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2 各課長は、前項の計画に基づき電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として必要な手順を定める。</p> <p>3 各課長は、第1項の計画に基づき、電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、第1項(1)の要員に第2項の手順を遵守させる。</p> <p>4 防災課長は、第3項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、所長に報告する。</p> <p>※1：重大事故とは、実用炉規則第4条に掲げる「核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷」をいう（以下、本条において同じ）。</p>	<p>(電源機能喪失時等の体制の整備)</p> <p>第17条 防災課長は、交流電源を供給する全ての設備の機能が喪失した場合、原子炉施設内で溢水が発生した場合、火山現象による影響が発生するおそれがある場合又は発生した場合、重大事故^{※1}に至るおそれがある事故若しくは重大事故が発生した場合又は大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより原子炉施設に大規模な損壊が生じた場合で、使用済燃料ピットを冷却する全ての設備の機能が喪失した場合（以下「電源機能喪失時等」という。）における原子炉施設の保全のための活動をを行う体制の整備として、以下の各号に掲げる事項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する毎年度1回以上の教育訓練</p> <p>(3) 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2 プラント管理課長及び設備管理課長は、前項の計画に基づき電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として必要な手順を定める。</p> <p>3 プラント管理課長及び設備管理課長は、第1項の計画に基づき、電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、第1項(1)の要員に第2項の手順を遵守させる。</p> <p>4 防災課長は、第3項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、所長に報告する。</p> <p>※1：重大事故とは、実用炉規則第4条に掲げる「核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷」をいう（以下、本条において同じ）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1号炉及び2号炉停止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更 ・記載の適正化に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(安全貯蔵措置)</p> <p>第 18 条 各課長は、廃止措置計画に基づく安全貯蔵^{※1}の対象範囲について、安全貯蔵期間中に講じる措置を定める。</p> <p>※1：安全貯蔵とは、放射能レベルが比較的高い原子炉領域の解体撤去工事を実施する前に、放射線業務従事者の被ばく線量を合理的に達成可能な限り低減するため、残存放射能の時間的減衰を図ることをいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>(工事の計画及び実施)</p> <p>第 19 条 各課長は、廃止措置計画に基づく工事^{※1}を行う場合、以下の必要なプロセスを実施する。</p> <p>(1) 工事計画 (2) 設計管理 (3) 調達管理 (4) 工事管理</p> <p>2 各課長は、工事計画を策定するに当たり、工事の内容が、2号炉、3号炉及び4号炉の原子炉施設に影響を与えないことを確認する。</p> <p>3 各課長は、廃止措置計画に基づく工事を実施するに当たり、廃止措置計画を踏まえた、次の各号に掲げる必要な安全確保対策を講じる。</p> <p>(1) 放射性物質の漏えい及び拡散防止対策 (2) 被ばく低減対策 (3) 事故防止対策</p> <p>4 各課長は、工事の結果について記録する。</p> <p>※1：廃止措置計画に基づく工事は、核燃料物質による汚染の除去工事、汚染状況の調査及びその他第 50 条で定める保安対象範囲以外の設備の解体撤去工事をいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>(工事完了の報告)</p> <p>第 20 条 各課長は、第 19 条で定めた工事が完了した場合に、工事の結果を、所長及び廃止措置主任者に報告するとともに、関係する各課長に通知する。</p>	<p>(安全貯蔵措置)</p> <p>第 18 条 廃止措置安全課長は、廃止措置計画に基づく安全貯蔵^{※1}の対象範囲について、安全貯蔵期間中に講じる措置を定める。</p> <p>※1：安全貯蔵とは、放射能レベルが比較的高い原子炉領域の解体撤去工事を実施する前に、放射線業務従事者の被ばく線量を合理的に達成可能な限り低減するため、残存放射能の時間的減衰を図ることをいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>(工事の計画及び実施)</p> <p>第 19 条 廃止措置運営課長、廃止措置安全課長、設備管理課長及び土木建築課長は、廃止措置計画に基づく工事^{※1}を行う場合、以下の必要なプロセスを実施する。</p> <p>(1) 工事計画 (2) 設計管理 (3) 調達管理 (4) 工事管理</p> <p>2 廃止措置運営課長、廃止措置安全課長、設備管理課長及び土木建築課長は、工事計画を策定するに当たり、工事の内容が、2号炉、3号炉及び4号炉の原子炉施設に影響を与えないことを確認する。</p> <p>3 廃止措置運営課長、廃止措置安全課長、設備管理課長及び土木建築課長は、廃止措置計画に基づく工事を実施するに当たり、廃止措置計画を踏まえた、次の各号に掲げる必要な安全確保対策を講じる。</p> <p>(1) 放射性物質の漏えい及び拡散防止対策 (2) 被ばく低減対策 (3) 事故防止対策</p> <p>4 廃止措置運営課長、廃止措置安全課長、設備管理課長及び土木建築課長は、工事の結果について記録する。</p> <p>※1：廃止措置計画に基づく工事は、核燃料物質による汚染の除去工事、汚染状況の調査及びその他第 50 条で定める保安対象範囲以外の設備の解体撤去工事をいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>(工事完了の報告)</p> <p>第 20 条 廃止措置運営課長、廃止措置安全課長、設備管理課長及び土木建築課長は、第 19 条で定めた工事が完了した場合に、工事の結果を、所長及び廃止措置主任者に報告するとともに、関係する各課長に通知する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更 • 記載の適正化に伴う変更 <ul style="list-style-type: none"> • 1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更 • 記載の適正化に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																																						
<p>(使用済燃料ピットの水位及び水温)</p> <p>第 21 条 使用済燃料ピットに使用済燃料が貯蔵されている期間において、使用済燃料ピットは、表 21-1 で定める事項を施設運用上の基準とする。</p> <p>2 使用済燃料ピットが前項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、1 週間に 1 回、使用済燃料ピットの水位及び水温を確認する。</p> <p>3 当直課長は、使用済燃料ピットが第 1 項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、表 21-3 の措置を講じるとともに、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、係修課長に通知する。通知を受けた係修課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>表 21-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th style="width: 70%;">施設運用上の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料ピット</td> <td>水位^{※1}及び水温が表 21-2 で定める基準値内にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1：照射済燃料の移動を行っていない場合は、施設運用上の基準を適用しない。</p> <p>表 21-2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th style="width: 70%;">基 準 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水位</td> <td>EL+10.90m 以上</td> </tr> <tr> <td>水温</td> <td>65℃以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 21-3</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">条 件</th> <th style="width: 40%;">要求される措置</th> <th style="width: 30%;">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 使用済燃料ピットの水位が基準値を満足していない場合 及び A. 2 係修課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する^{※2}。</td> <td>A. 1 当直課長は、使用済燃料ピットの水位を基準値内に回復させるための措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 使用済燃料ピットの水温が基準値を満足していない場合</td> <td>B. 1 当直課長は、使用済燃料ピットの水温を基準値内に回復させるための措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 2：移動中の燃料を所定の位置に移動することをお勧めするものではない。</p>	項 目	施設運用上の基準	使用済燃料ピット	水位 ^{※1} 及び水温が表 21-2 で定める基準値内にあること	項 目	基 準 値	水位	EL+10.90m 以上	水温	65℃以下	条 件	要求される措置	完了時間	A. 使用済燃料ピットの水位が基準値を満足していない場合 及び A. 2 係修課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する ^{※2} 。	A. 1 当直課長は、使用済燃料ピットの水位を基準値内に回復させるための措置を開始する。	速やかに	B. 使用済燃料ピットの水温が基準値を満足していない場合	B. 1 当直課長は、使用済燃料ピットの水温を基準値内に回復させるための措置を開始する。	速やかに	<p>(使用済燃料ピットの水位及び水温)</p> <p>第 21 条 使用済燃料ピットに使用済燃料が貯蔵されている期間において、使用済燃料ピットは、表 21-1 で定める事項を施設運用上の基準とする。</p> <p>2 使用済燃料ピットが前項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) プラント管理課当直課長は、1 週間に 1 回、使用済燃料ピットの水位及び水温を確認する。</p> <p>3 プラント管理課当直課長は、使用済燃料ピットが第 1 項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、表 21-3 の措置を講じるとともに、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、設備管理課長に通知する。通知を受けた設備管理課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>表 21-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th style="width: 70%;">施設運用上の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料ピット</td> <td>水位^{※1}及び水温が表 21-2 で定める基準値内にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1：照射済燃料の移動を行っていない場合は、施設運用上の基準を適用しない。</p> <p>表 21-2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th style="width: 70%;">基 準 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水位</td> <td>EL+10.90m 以上</td> </tr> <tr> <td>水温</td> <td>65℃以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 21-3</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">条 件</th> <th style="width: 40%;">要求される措置</th> <th style="width: 30%;">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 使用済燃料ピットの水位が基準値を満足していない場合 及び A. 2 設備管理課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する^{※2}。</td> <td>A. 1 プラント管理課当直課長は、使用済燃料ピットの水位を基準値内に回復させるための措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 使用済燃料ピットの水温が基準値を満足していない場合</td> <td>B. 1 プラント管理課当直課長は、使用済燃料ピットの水温を基準値内に回復させるための措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 2：移動中の燃料を所定の位置に移動することをお勧めするものではない。</p>	項 目	施設運用上の基準	使用済燃料ピット	水位 ^{※1} 及び水温が表 21-2 で定める基準値内にあること	項 目	基 準 値	水位	EL+10.90m 以上	水温	65℃以下	条 件	要求される措置	完了時間	A. 使用済燃料ピットの水位が基準値を満足していない場合 及び A. 2 設備管理課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する ^{※2} 。	A. 1 プラント管理課当直課長は、使用済燃料ピットの水位を基準値内に回復させるための措置を開始する。	速やかに	B. 使用済燃料ピットの水温が基準値を満足していない場合	B. 1 プラント管理課当直課長は、使用済燃料ピットの水温を基準値内に回復させるための措置を開始する。	速やかに	<ul style="list-style-type: none"> • 1 号炉及び 2 号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更 • 記載の適正化に伴う変更
項 目	施設運用上の基準																																							
使用済燃料ピット	水位 ^{※1} 及び水温が表 21-2 で定める基準値内にあること																																							
項 目	基 準 値																																							
水位	EL+10.90m 以上																																							
水温	65℃以下																																							
条 件	要求される措置	完了時間																																						
A. 使用済燃料ピットの水位が基準値を満足していない場合 及び A. 2 係修課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する ^{※2} 。	A. 1 当直課長は、使用済燃料ピットの水位を基準値内に回復させるための措置を開始する。	速やかに																																						
B. 使用済燃料ピットの水温が基準値を満足していない場合	B. 1 当直課長は、使用済燃料ピットの水温を基準値内に回復させるための措置を開始する。	速やかに																																						
項 目	施設運用上の基準																																							
使用済燃料ピット	水位 ^{※1} 及び水温が表 21-2 で定める基準値内にあること																																							
項 目	基 準 値																																							
水位	EL+10.90m 以上																																							
水温	65℃以下																																							
条 件	要求される措置	完了時間																																						
A. 使用済燃料ピットの水位が基準値を満足していない場合 及び A. 2 設備管理課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する ^{※2} 。	A. 1 プラント管理課当直課長は、使用済燃料ピットの水位を基準値内に回復させるための措置を開始する。	速やかに																																						
B. 使用済燃料ピットの水温が基準値を満足していない場合	B. 1 プラント管理課当直課長は、使用済燃料ピットの水温を基準値内に回復させるための措置を開始する。	速やかに																																						

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(施設運用上の基準の確認)</p> <p>第 22 条 当直課長は、施設運用上の基準を満足していることを第 3 節第 21 条の第 2 項（以下、各条において「本章第 2 項」という。）で定める事項により確認する。</p> <p>2 本章第 2 項で定める頻度に関して、その確認の間隔は、表 22-1 に定める範囲内で延長することができる。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。</p> <p>3 当直課長は、本章第 2 項で定める頻度による確認が実施できなかつた場合は、施設運用上の基準を満足していないと判断する。ただし、その発見時点から、速やかに当該事項の確認を実施し、施設運用上の基準を満足していることを確認することができれば、第 3 節第 21 条の第 3 項で定める措置を開始する必要はない。</p> <p>4 当直課長は、本章第 2 項で定める事項が実施され、かつその結果が施設運用上の基準を満足している場合は、本章第 2 項で定める事項が実施されていない期間、施設運用上の基準が満足していないと判断した場合を除く。</p>	<p>(施設運用上の基準の確認)</p> <p>第 22 条 プラント管理課当直課長は、施設運用上の基準を満足していることを第 3 節第 21 条の第 2 項（以下、各条において「本章第 2 項」という。）で定める事項により確認する。</p> <p>2 本章第 2 項で定める頻度に関して、その確認の間隔は、表 22-1 に定める範囲内で延長することができる。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。</p> <p>3 プラント管理課当直課長は、本章第 2 項で定める頻度による確認が実施できなかつた場合は、施設運用上の基準を満足していないと判断する。ただし、その発見時点から、速やかに当該事項の確認を実施し、施設運用上の基準を満足していることを確認することができれば、第 3 節第 21 条の第 3 項で定める要求される措置を開始する必要はない。</p> <p>4 プラント管理課当直課長は、本章第 2 項で定める事項が実施され、かつその結果が施設運用上の基準を満足している場合は、本章第 2 項で定める事項が実施されていない期間、施設運用上の基準が満足していないとはみなさない。ただし、第 23 条で施設運用上の基準を満足していないと判断した場合を除く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1号炉及び2号炉停止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更 ・ 記載の適正化に伴う変更

表 22-1

頻 度	延 長 可 能 な 時 間	備 考
本章第 2 項で定める頻度	延長できる時間	
1 週間に 1 回	2 日	1 週間 = 7 日 日単位の間隔で確認する。

頻 度	延 長 可 能 な 時 間	備 考
本章第 2 項で定める頻度	延長できる時間	
1 週間に 1 回	2 日	1 週間 = 7 日 日単位の間隔で確認する。

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(施設運用上の基準を満足しない場合)</p> <p>第 23 条 施設運用上の基準を満足しない場合は、当直課長が第 3 節第 21 条の第 1 項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合をいう。なお、当直課長は、この判断を速やかに行う。</p> <p>2 当直課長は、本章第 2 項で定める事項が実施されていない期間においても、施設運用上の基準に当直課長は、施設運用上の基準を満足しているかどうかの判断を速やかに行う。</p> <p>3 当直課長は、施設運用上の基準を満足していないと判断した時点から、要求される措置を開始する。</p> <p>4 当直課長は、施設運用上の基準を満足していない期間は、本章第 2 項で定める必要はない。ただし、本章第 2 項で定める頻度で実施しなかつた事項については、施設運用上の基準を満足している後、速やかに実施するものとする。</p> <p>5 施設運用上の基準を満足しているに当たり、本章第 2 項で定める事項の一部又は全部を実施した場合は、これを本章第 2 項で定める事項の一部又は全部に代えることができる。</p> <p>6 当直課長は施設運用上の基準を満足しない場合となつた後において、当該施設運用上を満足していると判断した場合は、廃止措置主任者に報告する。</p> <p>7 要求される措置を実施するに当たり、緊急を要する場合、<u>保修課長の所管事項</u>であっても、この要求される措置を実施することができる。なお、この場合、その結果を設備管理課長に連絡する。</p> <p>(施設運用上の基準に関する記録)</p> <p>第 24 条 当直課長は、施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、次の各号を当直課長引継簿等に記録する。</p> <p>(1) 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、当該施設運用上の基準及び満足していないと判断した時刻</p> <p>(2) 要求される措置を実施した場合は、当該措置の実施結果（保修作業を含む。）</p> <p>(3) 施設運用上の基準を満足していると判断した場合は、満足していると判断した時刻</p>	<p>(施設運用上の基準を満足しない場合)</p> <p>第 23 条 施設運用上の基準を満足しない場合は、プラント管理課当直課長が第 3 節第 21 条の第 1 項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合をいう。なお、プラント管理課当直課長は、この判断を速やかに行う。</p> <p>2 プラント管理課当直課長は、本章第 2 項で定める事項が実施されていない期間においても、施設運用上の基準に当直課長は、施設運用上の基準を満足しているかどうかの判断を速やかに行う。</p> <p>3 プラント管理課当直課長は、施設運用上の基準を満足していないと判断した時点から、要求される措置を開始する。</p> <p>4 プラント管理課当直課長は、施設運用上の基準を満足していない期間は、本章第 2 項で定める事項を実施する必要がある。ただし、本章第 2 項で定める頻度で実施しなかつた事項については、施設運用上の基準を満足している後、速やかに実施するものとする。</p> <p>5 施設運用上の基準を満足していると判断するに当たり、本章第 2 項で定める事項の一部又は全部を実施した場合は、これを本章第 2 項で定める事項の一部又は全部に代えることができる。</p> <p>6 プラント管理課当直課長は施設運用上の基準を満足しない場合となつた後において、当該施設運用上の基準を満足していると判断した場合は、廃止措置主任者に報告する。</p> <p>7 要求される措置を実施するに当たり、緊急を要する場合、プラント管理課当直課長は、<u>設備管理課長の所管事項</u>であっても、この要求される措置を実施することができる。なお、この場合、その結果を設備管理課長に連絡する。</p> <p>(施設運用上の基準に関する記録)</p> <p>第 24 条 プラント管理課当直課長は、施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、次の各号を当直課長引継簿等に記録する。</p> <p>(1) 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、当該施設運用上の基準及び満足していないと判断した時刻</p> <p>(2) 要求される措置を実施した場合は、当該措置の実施結果（保修作業を含む。）</p> <p>(3) 施設運用上の基準を満足していると判断した場合は、満足していると判断した時刻</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更 • 記載の適正化に伴う変更
<p>(施設運用上の基準を満足しない場合)</p> <p>第 23 条 施設運用上の基準を満足しない場合は、当直課長が第 3 節第 21 条の第 1 項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合をいう。なお、当直課長は、この判断を速やかに行う。</p> <p>2 当直課長は、本章第 2 項で定める事項が実施されていない期間においても、施設運用上の基準に当直課長は、施設運用上の基準を満足しているかどうかの判断を速やかに行う。</p> <p>3 当直課長は、施設運用上の基準を満足していないと判断した時点から、要求される措置を開始する。</p> <p>4 当直課長は、施設運用上の基準を満足していない期間は、本章第 2 項で定める必要はない。ただし、本章第 2 項で定める頻度で実施しなかつた事項については、施設運用上の基準を満足している後、速やかに実施するものとする。</p> <p>5 施設運用上の基準を満足しているに当たり、本章第 2 項で定める事項の一部又は全部を実施した場合は、これを本章第 2 項で定める事項の一部又は全部に代えることができる。</p> <p>6 当直課長は施設運用上の基準を満足しない場合となつた後において、当該施設運用上を満足していると判断した場合は、廃止措置主任者に報告する。</p> <p>7 要求される措置を実施するに当たり、緊急を要する場合、<u>保修課長の所管事項</u>であっても、この要求される措置を実施することができる。なお、この場合、その結果を設備管理課長に連絡する。</p> <p>(施設運用上の基準に関する記録)</p> <p>第 24 条 当直課長は、施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、次の各号を当直課長引継簿等に記録する。</p> <p>(1) 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、当該施設運用上の基準及び満足していないと判断した時刻</p> <p>(2) 要求される措置を実施した場合は、当該措置の実施結果（保修作業を含む。）</p> <p>(3) 施設運用上の基準を満足していると判断した場合は、満足していると判断した時刻</p>	<p>(施設運用上の基準を満足しない場合)</p> <p>第 23 条 施設運用上の基準を満足しない場合は、プラント管理課当直課長が第 3 節第 21 条の第 1 項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合をいう。なお、プラント管理課当直課長は、この判断を速やかに行う。</p> <p>2 プラント管理課当直課長は、本章第 2 項で定める事項が実施されていない期間においても、施設運用上の基準に当直課長は、施設運用上の基準を満足しているかどうかの判断を速やかに行う。</p> <p>3 プラント管理課当直課長は、施設運用上の基準を満足していないと判断した時点から、要求される措置を開始する。</p> <p>4 プラント管理課当直課長は、施設運用上の基準を満足していない期間は、本章第 2 項で定める事項を実施する必要がある。ただし、本章第 2 項で定める頻度で実施しなかつた事項については、施設運用上の基準を満足している後、速やかに実施するものとする。</p> <p>5 施設運用上の基準を満足していると判断するに当たり、本章第 2 項で定める事項の一部又は全部を実施した場合は、これを本章第 2 項で定める事項の一部又は全部に代えることができる。</p> <p>6 プラント管理課当直課長は施設運用上の基準を満足しない場合となつた後において、当該施設運用上の基準を満足していると判断した場合は、廃止措置主任者に報告する。</p> <p>7 要求される措置を実施するに当たり、緊急を要する場合、プラント管理課当直課長は、<u>設備管理課長の所管事項</u>であっても、この要求される措置を実施することができる。なお、この場合、その結果を設備管理課長に連絡する。</p> <p>(施設運用上の基準に関する記録)</p> <p>第 24 条 プラント管理課当直課長は、施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、次の各号を当直課長引継簿等に記録する。</p> <p>(1) 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、当該施設運用上の基準及び満足していないと判断した時刻</p> <p>(2) 要求される措置を実施した場合は、当該措置の実施結果（保修作業を含む。）</p> <p>(3) 施設運用上の基準を満足していると判断した場合は、満足していると判断した時刻</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更 • 記載の適正化に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(新燃料の運搬)</p> <p>第 25 条 保修課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合は、補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用する。</p> <p>2 各課長は、発電所内において、新燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、新燃料輸送容器に収納する。</p> <p>(1) 保修課長は、法令に適合する容器を使用すること。</p> <p>(2) 保修課長は、補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。</p> <p>(3) 技術課長は、新燃料が臨界に達しない措置を講じること。</p> <p>3 各課長は、発電所内において、新燃料を収納した新燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 保修課長は、容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 保修課長は、法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 技術課長は、容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>4 技術課長は、第 3 項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面の放射性物質の密度（以下「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の 10 分の 1 を超えていないことを確認する。ただし、第 36 条第 1 項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5 技術課長は、管理区域内で第 36 条第 1 項(1)に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の 10 分の 1 を超えていないことを確認する。</p> <p>6 技術課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p>(新燃料の運搬)</p> <p>第 25 条 設備管理課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合は、補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用する。</p> <p>2 廃止措置運営課長及び設備管理課長は、発電所内において、新燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、新燃料輸送容器に収納する。</p> <p>(1) 設備管理課長は、法令に適合する容器を使用すること。</p> <p>(2) 設備管理課長は、補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。</p> <p>(3) 廃止措置運営課長は、新燃料が臨界に達しない措置を講じること。</p> <p>3 廃止措置運営課長及び設備管理課長は、発電所内において、新燃料を収納した新燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 設備管理課長は、容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 設備管理課長は、法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 廃止措置運営課長は、容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>4 廃止措置運営課長は、第 3 項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面の放射性物質の密度（以下「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の 10 分の 1 を超えていないことを確認する。ただし、第 36 条第 1 項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5 廃止措置運営課長は、管理区域内で第 36 条第 1 項(1)に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の 10 分の 1 を超えていないことを確認する。</p> <p>6 廃止措置運営課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更 ・ 記載の適正化に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(新燃料の貯蔵)</p> <p>第 26 条 各課長は、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 技術課長は、新燃料貯蔵庫又は使用済燃料ピット（以下「貯蔵施設」という。）に貯蔵すること。</p> <p>(2) 技術課長は、貯蔵施設の目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨及び貯蔵上の注意事項を掲示すること。</p> <p>(3) 保修課長は、補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうち必要な燃料取扱設備を使用すること。</p> <p>(4) 技術課長は、貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p> <p>(5) 技術課長は、1号炉の使用済燃料ピット内で燃料の配置変更を行う場合は、燃料が臨界に達しないことがあらかじめ評価されていることを確認すること。</p> <p>(使用済燃料の貯蔵)</p> <p>第 27 条 各課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 技術課長は、使用済燃料を1号炉又は4号炉の使用済燃料ピットに貯蔵すること。</p> <p>(2) 技術課長は、使用済燃料ピットの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨及び貯蔵上の注意事項を掲示すること。</p> <p>(3) 保修課長は、使用済燃料ピットクレーンを使用すること。</p> <p>(4) 技術課長は、使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p> <p>(5) 技術課長は、1号炉の使用済燃料ピット内で燃料の配置変更を行う場合は、燃料が臨界に達しないことがあらかじめ評価されていることを確認すること。</p>	<p>(新燃料の貯蔵)</p> <p>第 26 条 廃止措置運営課長及び設備管理課長は、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 廃止措置運営課長は、新燃料貯蔵庫又は使用済燃料ピット（以下「貯蔵施設」という。）に貯蔵すること。</p> <p>(2) 廃止措置運営課長は、貯蔵施設の目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨及び貯蔵上の注意事項を掲示すること。</p> <p>(3) 設備管理課長は、補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうち必要な燃料取扱設備を使用すること。</p> <p>(4) 廃止措置運営課長は、貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p> <p>(5) 廃止措置運営課長は、1号炉の使用済燃料ピット内で燃料の配置変更を行う場合は、燃料が臨界に達しないことがあらかじめ評価されていることを確認すること。</p> <p>(使用済燃料の貯蔵)</p> <p>第 27 条 廃止措置運営課長及び設備管理課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 廃止措置運営課長は、使用済燃料を1号炉又は4号炉の使用済燃料ピットに貯蔵すること。</p> <p>(2) 廃止措置運営課長は、使用済燃料ピットの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨及び貯蔵上の注意事項を掲示すること。</p> <p>(3) 設備管理課長は、使用済燃料ピットクレーンを使用すること。</p> <p>(4) 廃止措置運営課長は、使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p> <p>(5) 廃止措置運営課長は、1号炉の使用済燃料ピット内で燃料の配置変更を行う場合は、燃料が臨界に達しないことがあらかじめ評価されていることを確認すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更 ・記載の適正化に伴う変更
<p>(新燃料の貯蔵)</p> <p>第 26 条 各課長は、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 技術課長は、新燃料貯蔵庫又は使用済燃料ピット（以下「貯蔵施設」という。）に貯蔵すること。</p> <p>(2) 技術課長は、貯蔵施設の目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨及び貯蔵上の注意事項を掲示すること。</p> <p>(3) 保修課長は、補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうち必要な燃料取扱設備を使用すること。</p> <p>(4) 技術課長は、貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p> <p>(5) 技術課長は、1号炉の使用済燃料ピット内で燃料の配置変更を行う場合は、燃料が臨界に達しないことがあらかじめ評価されていることを確認すること。</p> <p>(使用済燃料の貯蔵)</p> <p>第 27 条 各課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 技術課長は、使用済燃料を1号炉又は4号炉の使用済燃料ピットに貯蔵すること。</p> <p>(2) 技術課長は、使用済燃料ピットの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨及び貯蔵上の注意事項を掲示すること。</p> <p>(3) 保修課長は、使用済燃料ピットクレーンを使用すること。</p> <p>(4) 技術課長は、使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p> <p>(5) 技術課長は、1号炉の使用済燃料ピット内で燃料の配置変更を行う場合は、燃料が臨界に達しないことがあらかじめ評価されていることを確認すること。</p>	<p>(新燃料の貯蔵)</p> <p>第 26 条 廃止措置運営課長及び設備管理課長は、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 廃止措置運営課長は、新燃料貯蔵庫又は使用済燃料ピット（以下「貯蔵施設」という。）に貯蔵すること。</p> <p>(2) 廃止措置運営課長は、貯蔵施設の目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨及び貯蔵上の注意事項を掲示すること。</p> <p>(3) 設備管理課長は、補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうち必要な燃料取扱設備を使用すること。</p> <p>(4) 廃止措置運営課長は、貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p> <p>(5) 廃止措置運営課長は、1号炉の使用済燃料ピット内で燃料の配置変更を行う場合は、燃料が臨界に達しないことがあらかじめ評価されていることを確認すること。</p> <p>(使用済燃料の貯蔵)</p> <p>第 27 条 廃止措置運営課長及び設備管理課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 廃止措置運営課長は、使用済燃料を1号炉又は4号炉の使用済燃料ピットに貯蔵すること。</p> <p>(2) 廃止措置運営課長は、使用済燃料ピットの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨及び貯蔵上の注意事項を掲示すること。</p> <p>(3) 設備管理課長は、使用済燃料ピットクレーンを使用すること。</p> <p>(4) 廃止措置運営課長は、使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p> <p>(5) 廃止措置運営課長は、1号炉の使用済燃料ピット内で燃料の配置変更を行う場合は、燃料が臨界に達しないことがあらかじめ評価されていることを確認すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更 ・記載の適正化に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(使用済燃料の運搬)</p> <p>第 28 条 保修課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、キャスクピットにおいて、使用済燃料ピットクレーンを使用する。</p> <p>2 各課長は、発電所内において、使用済燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、キャスクピットにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。</p> <p>(1) 保修課長は、法令に適合する容器を使用すること。</p> <p>(2) 保修課長は、使用済燃料ピットクレーンを使用すること。</p> <p>(3) 技術課長は、使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること。</p> <p>(4) 技術課長は、収納する使用済燃料のタイプ及び冷却期間が、容器の収納条件に適合していることを確認すること。</p> <p>3 各課長は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 保修課長は、容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 保修課長は、法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 保修課長は、運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</p> <p>(4) 保修課長は、車両を徐行させること。</p> <p>(5) 保修課長は、核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>(6) 技術課長は、容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>4 技術課長は、第 3 項の運搬において、容器等の総量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の 10 分の 1 を超えていないことを確認する。ただし、第 36 条第 1 項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5 技術課長は、管理区域内で第 36 条第 1 項(1)に定める区域に使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の 10 分の 1 を超えていないことを確認する。</p> <p>6 技術課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p>(使用済燃料の運搬)</p> <p>第 28 条 設備管理課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、キャスクピットにおいて、使用済燃料ピットクレーンを使用する。</p> <p>2 廃止措置運営課長及び設備管理課長は、発電所内において、使用済燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、キャスクピットにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。</p> <p>(1) 設備管理課長は、法令に適合する容器を使用すること。</p> <p>(2) 設備管理課長は、使用済燃料ピットクレーンを使用すること。</p> <p>(3) 廃止措置運営課長は、使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること。</p> <p>(4) 廃止措置運営課長は、収納する使用済燃料のタイプ及び冷却期間が、容器の収納条件に適合していることを確認すること。</p> <p>3 廃止措置運営課長及び設備管理課長は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 設備管理課長は、容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 設備管理課長は、法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 設備管理課長は、運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</p> <p>(4) 設備管理課長は、車両を徐行させること。</p> <p>(5) 設備管理課長は、核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>(6) 廃止措置運営課長は、容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>4 廃止措置運営課長は、第 3 項の運搬において、容器等の総量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の 10 分の 1 を超えていないことを確認する。ただし、第 36 条第 1 項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5 廃止措置運営課長は、管理区域内で第 36 条第 1 項(1)に定める区域に使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の 10 分の 1 を超えていないことを確認する。</p> <p>6 廃止措置運営課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更 ・ 記載の適正化に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第 29 条 各課長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じ、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵*1又は保管する。</p> <p>(1) 濃縮廃液(洗浄排水処理装置から発生した濃縮廃液は除く。)及び薬品ドレンは、発電課長が固化装置でドラム缶に固型化し、安全管理課長が固体廃棄物貯蔵庫(以下「貯蔵庫」という。)に保管する。</p> <p>洗浄排水処理装置から発生した濃縮廃液は、発電課長が雑固体焼却設備で焼却処理し、安全管理課長が貯蔵庫に保管する。</p> <p>(2) 脱塩塔使用済樹脂は、発電課長が使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。ドラム缶に固型化された脱塩塔使用済樹脂は、安全管理課長が貯蔵庫に保管する。</p> <p>(3) 脱塩塔使用済樹脂を使用済樹脂処理装置で処理する場合は、発電課長が処理し、処理済樹脂は(6)イに基づき処理した後、安全管理課長が貯蔵庫に保管する。使用済樹脂処理装置に伴い発生した廃液は発電課長が液体廃棄物処理設備で処理、又は固型化装置でドラム缶に固型化し、安全管理課長が貯蔵庫に保管する。</p> <p>(4) 蒸気発生器取替えに伴い取り外した蒸気発生器等及び原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等は、<u>保修課長</u>が汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、安全管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。</p> <p>また、炉内構造物取替えに伴い取り外した炉内構造物等は、<u>保修課長</u>が遮へい機能を有する鋼製の保管容器に収納した上で、安全管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。</p> <p>(5) 原子炉内で照射された使用済制御棒等は、<u>技研課長</u>が使用済燃料ピットに貯蔵する。</p> <p>(6) その他の雑固体廃棄物は、各課長がドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、安全管理課長が貯蔵庫に保管する。</p> <p>なお、ドラム缶等の容器に封入するに当たっては、以下の処理を行うことができる。</p> <p>ア 焼却処理する場合は、発電課長が雑固体焼却設備で焼却処理する。</p> <p>イ 燃焼処理する場合は、発電課長が燃焼式雑固体廃棄物減容処理設備で燃焼処理する。</p> <p>ウ 圧縮減容する場合は安全管理課長がペイラで圧縮減容する。</p> <p>エ 溶融処理する場合は、<u>発電課長</u>が雑固体溶融処理設備で溶融処理する。</p> <p>(7) 汚染の除去に伴い発生すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、安全管理課長が貯蔵庫に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、安全管理課長が貯蔵庫に保管する。</p> <p>2 安全管理課長は、第1項において封入又は固型化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、表 65-1 の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号を付ける。</p>	<p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第 29 条 各課長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じ、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵*1又は保管する。</p> <p>(1) 濃縮廃液(洗浄排水処理装置から発生した濃縮廃液は除く。)及び薬品ドレンは、<u>プラント管理課長</u>が固化装置でドラム缶に固型化し、安全管理課長が固体廃棄物貯蔵庫(以下「貯蔵庫」という。)に保管する。</p> <p>洗浄排水処理装置から発生した濃縮廃液は、<u>発電課長</u>が雑固体焼却設備で焼却処理し、安全管理課長が貯蔵庫に保管する。</p> <p>(2) 脱塩塔使用済樹脂は、<u>プラント管理課長</u>が使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。ドラム缶に固型化された脱塩塔使用済樹脂は、安全管理課長が貯蔵庫に保管する。</p> <p>(3) 脱塩塔使用済樹脂を使用済樹脂処理装置で処理する場合は、<u>プラント管理課長</u>が処理し、処理済樹脂は(6)イに基づき処理した後、安全管理課長が貯蔵庫に保管する。使用済樹脂処理装置での処理に伴い発生した廃液は<u>プラント管理課長</u>が液体廃棄物処理設備で処理、又は固型化装置でドラム缶に固型化し、安全管理課長が貯蔵庫に保管する。</p> <p>(4) 蒸気発生器取替えに伴い取り外した蒸気発生器等及び原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等は、<u>設備管理課長</u>が汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、<u>廃止措置安全課長</u>が蒸気発生器保管庫に保管する。</p> <p>また、炉内構造物取替えに伴い取り外した炉内構造物等は、<u>設備管理課長</u>が遮へい機能を有する鋼製の保管容器に収納した上で、<u>廃止措置安全課長</u>が蒸気発生器保管庫に保管する。</p> <p>(5) 原子炉内で照射された使用済制御棒等は、<u>廃止措置運営課長</u>が使用済燃料ピットに貯蔵する。</p> <p>(6) その他の雑固体廃棄物は、各課長がドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、安全管理課長が貯蔵庫に保管する。</p> <p>なお、ドラム缶等の容器に封入するに当たっては、以下の処理を行うことができる。</p> <p>ア 焼却処理する場合は、<u>発電課長</u>が雑固体焼却設備で焼却処理する。</p> <p>イ 燃焼処理する場合は、<u>発電課長</u>が燃焼式雑固体廃棄物減容処理設備で燃焼処理する。</p> <p>ウ 圧縮減容する場合は<u>廃止措置安全課長</u>及び安全管理課長がペイラで圧縮減容する。</p> <p>エ 溶融処理する場合は、<u>発電課長</u>が雑固体溶融処理設備で溶融処理する。</p> <p>(7) 汚染の除去に伴い発生すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、安全管理課長が貯蔵庫に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、安全管理課長が貯蔵庫に保管する。</p> <p>2 <u>廃止措置安全課長</u>及び安全管理課長は、第1項において封入又は固型化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、表 65-1 の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号を付ける。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更 <ul style="list-style-type: none"> (第1項(1)から(3)、(6)及び(7)に記載の安全管理課長及び<u>発電課長</u>の記載のうち、本変更認可申請にて変更を実施しないものについては、2019年9月27日付原発本第100号にて実施) ・記載の適正化に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第29条 続き</p> <p>3 各課長は、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 安全管理課長は、貯蔵庫における放射性固体廃棄物並びに蒸気発生器保管庫における蒸気発生器等、原子炉容器上部ふた及び炉内構造物等の保管状況を確認するために、1週間に1回、貯蔵庫及び蒸気発生器保管庫を巡視するとともに、3か月に1回、保管量を確認する。</p> <p>(2) 当直課長は、使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済の樹脂の貯蔵状況を確認するために、1日に1回、使用済樹脂貯蔵タンクの水位を確認する。</p> <p>また、安全管理課長は、使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済の樹脂の貯蔵量を3か月に1回、確認する。</p> <p>(3) 技術課長は、使用済燃料ピットにおける原子炉内で照射された使用済制御棒等の貯蔵量を3か月に1回、確認する。</p> <p>4 安全管理課長は、貯蔵庫及び蒸気発生器保管庫の目に付きやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>5 保修課長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>6 安全管理課長は、第5項の運搬において、容器等の総量当量率が法令に定める値を超えないこと、及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面汚染密度限度の10分の1を超えないことを確認する。ただし、第36条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>7 安全管理課長は、各課長が管理区域内で第36条第1項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面汚染密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>8 安全管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう（以下、本条において同じ）。</p>	<p>第29条 続き</p> <p>3 廃止措置運営課長、廃止措置安全課長及びプラント管理課当直課長は、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 廃止措置安全課長は、貯蔵庫における放射性固体廃棄物並びに蒸気発生器保管庫における蒸気発生器等、原子炉容器上部ふた及び炉内構造物等の保管状況を確認するために、1週間に1回、貯蔵庫及び蒸気発生器保管庫を巡視するとともに、3か月に1回、保管量を確認する。</p> <p>(2) プラント管理課当直課長は、使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済の樹脂の貯蔵状況を確認するために、1日に1回、使用済樹脂貯蔵タンクの水位を確認する。</p> <p>また、廃止措置安全課長は、使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済の樹脂の貯蔵量を3か月に1回、確認する。</p> <p>(3) 廃止措置運営課長は、使用済燃料ピットにおける原子炉内で照射された使用済制御棒等の貯蔵量を3か月に1回、確認する。</p> <p>4 廃止措置安全課長は、貯蔵庫及び蒸気発生器保管庫の目に付きやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>5 設備管理課長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>6 廃止措置安全課長は、第5項の運搬において、容器等の総量当量率が法令に定める値を超えないこと、及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面汚染密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第36条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>7 廃止措置安全課長は、廃止措置運営課長、設備管理課長及びプラント管理課長が管理区域内で第36条第1項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面汚染密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>8 廃止措置安全課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう（以下、本条において同じ）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更 記載の適正化に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(事故由来放射性物質の降下物の影響確認)</p> <p>第 30 条 安全管理課長は、原子炉等規制法及び電気事業法に基づく工事計画（変更）認可申請書に記載されている設備・機器等（以下「設備・機器等」という。）について、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物（以下「降下物」という。）の影響の有無を確認する場合は、適切な測定方法により、降下物の分布調査を行う。</p> <p>2 査課長は、第 1 項の確認の結果、理論検出限界曲線の検出限界値未満でなかった場合、設備・機器等を廃棄又は資源として有効利用しようとする際には、降下物により汚染されたものとして発電所内で適切に管理する。</p>	<p>(事故由来放射性物質の降下物の影響確認)</p> <p>第 30 条 廃止措置安全管理課長は、原子炉等規制法及び電気事業法に基づく工事計画（変更）認可申請書に記載されている設備・機器等（以下「設備・機器等」という。）について、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物（以下「降下物」という。）の影響の有無を確認する場合は、適切な測定方法により、降下物の分布調査を行う。</p> <p>2 在廃止措置課長は、第 1 項の確認の結果、理論検出限界曲線の検出限界値未満でなかった場合、設備・機器等を廃棄又は資源として有効利用しようとする際には、降下物により汚染されたものとして発電所内で適切に管理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更 ・ 記載の適正化に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(放射性液体廃棄物の管理)</p> <p>第 31 条 発電課長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、<u>安全管理課長</u>の管理の下、復水器冷却水放水路より放出する。</p> <p>2 <u>安全管理課長</u>は、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水路排水中の放射性物質濃度の3か月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 復水器冷却水放水路排水中の放射性物質（トリチウムを除く。）の放出量が表 31-1 に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3 <u>安全管理課長</u>は、復水器冷却水放水路排水中のトリチウムの放出量が表 31-2 に定める放出管理の基準値を超えないように努める。</p> <p>4 <u>安全管理課長</u>は、表 31-3 に定める項目について、同表に定める頻度で測定する。</p> <p style="text-align: center;"><以下、省略></p>	<p>(放射性液体廃棄物の管理)</p> <p>第 31 条 <u>プラント管理課長</u>は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、<u>廃止措置安全課長</u>の管理の下、復水器冷却水放水路より放出する。</p> <p>2 <u>廃止措置安全課長</u>は、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水路排水中の放射性物質濃度の3か月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 復水器冷却水放水路排水中の放射性物質（トリチウムを除く。）の放出量が表 31-1 に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3 <u>廃止措置安全課長</u>は、復水器冷却水放水路排水中のトリチウムの放出量が表 31-2 に定める放出管理の基準値を超えないように努める。</p> <p>4 <u>廃止措置安全課長</u>は、表 31-3 に定める項目について、同表に定める頻度で測定する。</p> <p style="text-align: center;"><以下、省略></p>	<ul style="list-style-type: none"> • 1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更 • 記載の適正化に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																																																								
<p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第 32 条 発電課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、安全管理課長の管理の下、表 32-2 に示す排気筒等より放出する。</p> <p>2 安全管理課長は、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の 3 か月平均値が、法令に定める周辺監視区域における空気中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 排気筒からの放射性物質の放出量が表 32-1 に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3 安全管理課長は、表 32-2 に定める項目について、同表に定める頻度で測定する。</p> <p>4 表 32-2 に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は、次の事項を行う。但し、第 36 条第 1 項(1)に定める区域における換気は、この限りでない。</p> <p>(1) 作業の所管課長は、フィルタ付局所排気装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。</p> <p>(2) 安全管理課長は、表 32-3 に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えないことを確認する。ただし、換気によって放出される空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">＜ 中 略 ＞</p> <p style="text-align: center;">表 32-2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>排気筒等</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>放出操作担当課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性気体廃棄物</td> <td rowspan="2">排気筒</td> <td>希ガス濃度</td> <td>排気筒モニタ</td> <td rowspan="2">常時 1 週間に 1 回</td> <td rowspan="2">発電課長</td> </tr> <tr> <td>よう素 131 濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">放射性気体廃棄物</td> <td rowspan="3">雑固体焼却炉建屋排気筒(雑固体焼却炉排気筒を含む。)</td> <td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1 週間に 1 回^{※2}</td> <td>発電課長</td> </tr> <tr> <td>放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1 週間に 1 回^{※2}</td> <td>発電課長</td> </tr> <tr> <td>放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1 週間に 1 回^{※2}</td> <td>発電課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 2：雑固体焼却炉排気筒及び燃焼式雑固体廃棄物減容処理設備排気筒は設備稼働中のみ</p> <p style="text-align: center;">＜ 以下、省略 ＞</p>	分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作担当課長	放射性気体廃棄物	排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時 1 週間に 1 回	発電課長	よう素 131 濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	放射性気体廃棄物	雑固体焼却炉建屋排気筒(雑固体焼却炉排気筒を含む。)	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1 週間に 1 回 ^{※2}	発電課長	放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1 週間に 1 回 ^{※2}	発電課長	放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1 週間に 1 回 ^{※2}	発電課長	<p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第 32 条 プラント管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、廃止措置安全課長の管理の下、表 32-2 に示す排気筒等より放出する。</p> <p>2 廃止措置安全課長は、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の 3 か月平均値が、法令に定める周辺監視区域における空気中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 排気筒からの放射性物質の放出量が表 32-1 に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3 廃止措置安全課長は、表 32-2 に定める項目について、同表に定める頻度で測定する。</p> <p>4 表 32-2 に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は、次の事項を行う。但し、第 36 条第 1 項(1)に定める区域における換気は、この限りでない。</p> <p>(1) 作業の所管課長は、フィルタ付局所排気装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。</p> <p>(2) 廃止措置安全課長は、表 32-3 に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えないことを確認する。ただし、換気によって放出される空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">＜ 中 略 ＞</p> <p style="text-align: center;">表 32-2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>排気筒等</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>放出操作担当課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性気体廃棄物</td> <td rowspan="2">排気筒</td> <td>希ガス濃度</td> <td>排気筒モニタ</td> <td rowspan="2">常時 1 週間に 1 回</td> <td rowspan="2">プラント管理課長</td> </tr> <tr> <td>よう素 131 濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">放射性気体廃棄物</td> <td rowspan="3">雑固体焼却炉建屋排気筒(雑固体焼却炉排気筒を含む。)</td> <td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1 週間に 1 回^{※2}</td> <td>プラント管理課長</td> </tr> <tr> <td>放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1 週間に 1 回^{※2}</td> <td>発電課長</td> </tr> <tr> <td>放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1 週間に 1 回</td> <td>発電課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 2：雑固体焼却炉排気筒及び燃焼式雑固体廃棄物減容処理設備排気筒は設備稼働中のみ</p> <p style="text-align: center;">＜ 以下、省略 ＞</p>	分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作担当課長	放射性気体廃棄物	排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時 1 週間に 1 回	プラント管理課長	よう素 131 濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	放射性気体廃棄物	雑固体焼却炉建屋排気筒(雑固体焼却炉排気筒を含む。)	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1 週間に 1 回 ^{※2}	プラント管理課長	放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1 週間に 1 回 ^{※2}	発電課長	放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1 週間に 1 回	発電課長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更 ・ 記載の適正化に伴う変更(表 32-2 の廃棄物処理建屋排気筒、雑固体焼却炉建屋排気筒の発電課長の変更は、2019年9月27日付原発本第100号にて実施)
分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作担当課長																																																					
放射性気体廃棄物	排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時 1 週間に 1 回	発電課長																																																					
		よう素 131 濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置																																																							
放射性気体廃棄物	雑固体焼却炉建屋排気筒(雑固体焼却炉排気筒を含む。)	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1 週間に 1 回 ^{※2}	発電課長																																																					
		放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1 週間に 1 回 ^{※2}	発電課長																																																					
		放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1 週間に 1 回 ^{※2}	発電課長																																																					
分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作担当課長																																																					
放射性気体廃棄物	排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時 1 週間に 1 回	プラント管理課長																																																					
		よう素 131 濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置																																																							
放射性気体廃棄物	雑固体焼却炉建屋排気筒(雑固体焼却炉排気筒を含む。)	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1 週間に 1 回 ^{※2}	プラント管理課長																																																					
		放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1 週間に 1 回 ^{※2}	発電課長																																																					
		放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1 週間に 1 回	発電課長																																																					

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																																								
<p>(放出管理用計測器の管理)</p> <p>第 33 条 安全管理課長及び保安課長は、表 33-1 に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p style="text-align: center;">表 33-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>分 類</th> <th>計測器種類</th> <th>担当課長</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物</td> <td>廃棄物処理設備排水モニタ</td> <td>保安課長</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>放出管理用計測器</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>安全管理課長</td> <td>2 台*1</td> </tr> <tr> <td>放射性気体廃棄物</td> <td>排気筒モニタ</td> <td>保安課長</td> <td>2 台</td> </tr> <tr> <td>放出管理用計測器</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>安全管理課長</td> <td>1 台*1*2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1：1号炉及び2号炉共用 ※ 2：放射性液体廃棄物放出管理用計測器及び表 45-1 の試料放射能測定装置と共用</p>	分 類	計測器種類	担当課長	数 量	放射性液体廃棄物	廃棄物処理設備排水モニタ	保安課長	1 台	放出管理用計測器	試料放射能測定装置	安全管理課長	2 台*1	放射性気体廃棄物	排気筒モニタ	保安課長	2 台	放出管理用計測器	試料放射能測定装置	安全管理課長	1 台*1*2	<p>(放出管理用計測器の管理)</p> <p>第 33 条 廃止措置安全課長及び設備管理課長は、表 33-1 に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p style="text-align: center;">表 33-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>分 類</th> <th>計測器種類</th> <th>担当課長</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物</td> <td>廃棄物処理設備排水モニタ</td> <td>設備管理課長</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>放出管理用計測器</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>廃止措置安全課長</td> <td>2 台*1</td> </tr> <tr> <td>放射性気体廃棄物</td> <td>排気筒モニタ</td> <td>設備管理課長</td> <td>2 台</td> </tr> <tr> <td>放出管理用計測器</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>廃止措置安全課長</td> <td>1 台*1*2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1：1号炉及び2号炉共用 ※ 2：放射性液体廃棄物放出管理用計測器及び表 45-1 の試料放射能測定装置と共用</p>	分 類	計測器種類	担当課長	数 量	放射性液体廃棄物	廃棄物処理設備排水モニタ	設備管理課長	1 台	放出管理用計測器	試料放射能測定装置	廃止措置安全課長	2 台*1	放射性気体廃棄物	排気筒モニタ	設備管理課長	2 台	放出管理用計測器	試料放射能測定装置	廃止措置安全課長	1 台*1*2	<ul style="list-style-type: none"> • 1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更 • 記載の適正化に伴う変更
分 類	計測器種類	担当課長	数 量																																							
放射性液体廃棄物	廃棄物処理設備排水モニタ	保安課長	1 台																																							
放出管理用計測器	試料放射能測定装置	安全管理課長	2 台*1																																							
放射性気体廃棄物	排気筒モニタ	保安課長	2 台																																							
放出管理用計測器	試料放射能測定装置	安全管理課長	1 台*1*2																																							
分 類	計測器種類	担当課長	数 量																																							
放射性液体廃棄物	廃棄物処理設備排水モニタ	設備管理課長	1 台																																							
放出管理用計測器	試料放射能測定装置	廃止措置安全課長	2 台*1																																							
放射性気体廃棄物	排気筒モニタ	設備管理課長	2 台																																							
放出管理用計測器	試料放射能測定装置	廃止措置安全課長	1 台*1*2																																							

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(管理区域の設定・解除)</p> <p>第 35 条 管理区域は、添付 1 に示す区域とする。</p> <p>2 安全管理課長は、管理区域を壁、柵等の区画物によって区画する他、標識を設けることにより明らかに他の場所と区別する。</p> <p>3 安全管理課長は、管理区域を解除する場合は、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。</p> <p>4 安全管理課長は、添付 1 における管理区域境界付近又は管理区域設定・解除予定エリアにおいて、表 35-1 に示す作業を行う場合は、3 ヶ月以内に限り管理区域を設定又は解除することができる。設定又は解除に当たっては、安全管理課長は、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、安全管理課長は、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を確認することを確認する。</p> <p>5 安全管理課長は、第 4 項以外で、一時的に管理区域を設定又は解除する場合は、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得て行うことができる。設定又は解除に当たって、安全管理課長は、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を確認することができることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、安全管理課長は、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を確認することを確認する。</p> <p>6 安全管理課長は、第 5 項にかかわらず、緊急を要する場合は、管理区域を設定することができる。設定に当たって、安全管理課長は、法令に定める管理区域に係る条件を確認することを確認する。</p> <p>7 安全管理課長は、第 6 項における管理区域を設定した場合は、設定後において、目的、期間及び場所を明らかにし、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得る。なお、当該エリアを戻す場合についても、安全管理課長は、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を確認することを確認し、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p style="text-align: right;"><以下、省略></p>	<p>(管理区域の設定・解除)</p> <p>第 35 条 管理区域は、添付 1 に示す区域とする。</p> <p>2 廃止措置安全課長は、管理区域を壁、柵等の区画物によって区画する他、標識を設けることにより明らかに他の場所と区別する。</p> <p>3 廃止措置安全課長は、管理区域を解除する場合は、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。</p> <p>4 廃止措置安全課長は、添付 1 における管理区域境界付近又は管理区域設定・解除予定エリアにおいて、表 35-1 に示す作業を行う場合は、3 ヶ月以内に限り管理区域を設定又は解除することができる。設定又は解除に当たっては、廃止措置安全課長は、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を確認することを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、廃止措置安全課長は、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を確認することを確認する。</p> <p>5 廃止措置安全課長は、第 4 項以外で、一時的に管理区域を設定又は解除する場合は、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得て行うことができる。設定又は解除に当たって、廃止措置安全課長は、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を確認することができることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、廃止措置安全課長は、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を確認することを確認する。</p> <p>6 廃止措置安全課長は、第 5 項にかかわらず、緊急を要する場合は、管理区域を設定することができる。設定に当たって、廃止措置安全課長は、法令に定める管理区域に係る条件を確認することを確認する。</p> <p>7 廃止措置安全課長は、第 6 項における管理区域を設定した場合は、設定後において、目的、期間及び場所を明らかにし、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得る。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、廃止措置安全課長は、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を確認することを確認し、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p style="text-align: right;"><以下、省略></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更 ・記載の適正化に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(管理区域内における区域区分)</p> <p>第 36 条 安全管理課長は、管理区域を次のとおり区分することができる。</p> <p>(1) 表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域 (以下「汚染のおそれのない管理区域」という。)</p> <p>(2) 表面汚染密度又は空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超える区域又は超えるおそれのある区域</p> <p>2 汚染のおそれのない管理区域は、添付 1 に示す区域とする。</p> <p>3 安全管理課長は、一時的に第 1 項に係る区域区分を変更する場合は、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元の区域区分に戻す場合についても、安全管理課長は、あらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>4 安全管理課長は、汚染のおそれのない管理区域と第 1 項(2)に定める区域が隣接する場合は、第 1 項(2)に定める区域への人口付近に標識を設ける。</p> <p>(管理区域内における特別措置)</p> <p>第 37 条 安全管理課長は、管理区域のうち次の基準を超えることを確認した場合又は超えるおそれがある場合は、標識を設けて他の場所と区別する他、区画、施設等の措置を講じる。なお、作業による場合は所管課長に指示する。ただし、放射線等の危険性が低い場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 外部放射線に係る線量当量率が 1 時間につき 1 ミリシーベルト</p> <p>(2) 空気中の放射性物質濃度又は床、壁、その他の人の触れるおそれのある物の表面汚染密度が法令に定める管理区域に係る値の 10 倍</p> <p>2 各課長は、第 1 項の区域内で作業を行う場合は、作業による線量及び作業環境に依じた放射線防護上の措置を立案し、安全管理課長の承認を得る。</p> <p>3 各課長は、汚染の広がり防止するため、第 1 項(2)の区域から退出する場合及び物品等を持ち出す場合は、更衣や持ち出す物の養生等の措置を講じる。</p>	<p>(管理区域内における区域区分)</p> <p>第 36 条 廃止措置安全課長は、管理区域を次のとおり区分することができる。</p> <p>(1) 表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域 (以下「汚染のおそれのない管理区域」という。)</p> <p>(2) 表面汚染密度又は空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超える区域又は超えるおそれのある区域</p> <p>2 汚染のおそれのない管理区域は、添付 1 に示す区域とする。</p> <p>3 廃止措置安全課長は、一時的に第 1 項に係る区域区分を変更する場合は、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元の区域区分に戻す場合についても、廃止措置安全課長は、あらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>4 廃止措置安全課長は、汚染のおそれのない管理区域と第 1 項(2)に定める区域が隣接する場合は、第 1 項(2)に定める区域への人口付近に標識を設ける。</p> <p>(管理区域内における特別措置)</p> <p>第 37 条 廃止措置安全課長は、管理区域のうち次の基準を超えることを確認した場合又は超えるおそれがある場合は、標識を設けて他の場所と区別する他、区画、施設等の措置を講じる。なお、作業による場合は所管課長に指示する。ただし、放射線等の危険性が低い場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 外部放射線に係る線量当量率が 1 時間につき 1 ミリシーベルト</p> <p>(2) 空気中の放射性物質濃度又は床、壁、その他の人の触れるおそれのある物の表面汚染密度が法令に定める管理区域に係る値の 10 倍</p> <p>2 各課 (室、センター) 長は、第 1 項の区域内で作業を行う場合は、作業による線量及び作業環境に依じた放射線防護上の措置を立案し、廃止措置安全課長の承認を得る。</p> <p>3 各課 (室、センター) 長は、汚染の広がり防止するため、第 1 項(2)の区域から退出する場合及び物品等を持ち出す場合は、更衣や持ち出す物の養生等の措置を講じる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 号炉及び 2 号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更 ・ 記載の適正化に伴う変更
<p>(管理区域内における特別措置)</p> <p>第 37 条 安全管理課長は、管理区域のうち次の基準を超えることを確認した場合又は超えるおそれがある場合は、標識を設けて他の場所と区別する他、区画、施設等の措置を講じる。なお、作業による場合は所管課長に指示する。ただし、放射線等の危険性が低い場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 外部放射線に係る線量当量率が 1 時間につき 1 ミリシーベルト</p> <p>(2) 空気中の放射性物質濃度又は床、壁、その他の人の触れるおそれのある物の表面汚染密度が法令に定める管理区域に係る値の 10 倍</p> <p>2 各課長は、第 1 項の区域内で作業を行う場合は、作業による線量及び作業環境に依じた放射線防護上の措置を立案し、安全管理課長の承認を得る。</p> <p>3 各課長は、汚染の広がり防止するため、第 1 項(2)の区域から退出する場合及び物品等を持ち出す場合は、更衣や持ち出す物の養生等の措置を講じる。</p>	<p>(管理区域内における特別措置)</p> <p>第 37 条 廃止措置安全課長は、管理区域のうち次の基準を超えることを確認した場合又は超えるおそれがある場合は、標識を設けて他の場所と区別する他、区画、施設等の措置を講じる。なお、作業による場合は所管課長に指示する。ただし、放射線等の危険性が低い場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 外部放射線に係る線量当量率が 1 時間につき 1 ミリシーベルト</p> <p>(2) 空気中の放射性物質濃度又は床、壁、その他の人の触れるおそれのある物の表面汚染密度が法令に定める管理区域に係る値の 10 倍</p> <p>2 各課 (室、センター) 長は、第 1 項の区域内で作業を行う場合は、作業による線量及び作業環境に依じた放射線防護上の措置を立案し、廃止措置安全課長の承認を得る。</p> <p>3 各課 (室、センター) 長は、汚染の広がり防止するため、第 1 項(2)の区域から退出する場合及び物品等を持ち出す場合は、更衣や持ち出す物の養生等の措置を講じる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 号炉及び 2 号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更 ・ 記載の適正化に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(管理区域への出入管理)</p> <p>第 38 条 安全管理課長は、次に示す立入者の区分により、管理区域への立入許可に係る事項を定め、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 放射線業務従事者：業務上管理区域に立ち入る者</p> <p>(2) 一時立入者：放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行により管理区域に一時的に立ち入る者</p> <p>2 安全管理課長は、第 1 項に基づき管理区域に立ち入る者に対して許可を与える。</p> <p>3 安全管理課長は、第 2 項にて許可していない者を管理区域に立ち入らせない措置を講じる。</p> <p>4 安全管理課長は、管理区域の出入管理室において、人の出入り等を監視する。</p> <p>5 安全管理課長は、第 4 項以外の出入口には、施錠等の人がみだりに立ち入りできない措置を講じる。</p> <p>6 安全管理課長は、管理区域から退出する者又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する者の身体及び身体に着用している物の表面汚染密度が、法令に定める表面密度限度の 10 分の 1 を超えないような措置を講じる。ただし、汚染のおそれのない管理区域から退出する場合は、この限りでない。</p> <p>(管理区域出入者の遵守事項)</p> <p>第 39 条 安全管理課長は、管理区域に出入りする所員に、次の事項を遵守させる措置を講じる。</p> <p>(1) 出入管理室を経由すること。ただし、安全管理課長の承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 管理区域に立ち入る場合は、個人線量計を着用すること。ただし、一時立入者であって安全管理課長の指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 管理区域に立ち入る場合は、所定の被服を着用すること。ただし、汚染のおそれのない管理区域に立ち入る場合は安全管理課長の承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 第 37 条第 1 項(2)に係る区域から退出する場合及び物品等を持ち出す場合は、更衣や持ち出す物の養生等を行うこと。</p> <p>(5) 管理区域から退出する場合は安全管理課長が汚染のおそれのない管理区域に移動する場合は、身体及び身体に着用している物の表面汚染密度を確認すること。ただし、汚染のおそれのない管理区域から退出する場合は第 38 条第 6 項に基づく安全管理課長の指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(6) 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙をしないこと。</p>	<p>(管理区域への出入管理)</p> <p>第 38 条 廃止措置安全課長は、次に示す立入者の区分により、管理区域への立入許可に係る事項を定め、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 放射線業務従事者：業務上管理区域に立ち入る者</p> <p>(2) 一時立入者：放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行により管理区域に一時的に立ち入る者</p> <p>2 廃止措置安全課長は、第 1 項に基づき管理区域に立ち入る者に対して許可を与える。</p> <p>3 廃止措置安全課長は、第 2 項にて許可していない者を管理区域に立ち入らせない措置を講じる。</p> <p>4 廃止措置安全課長は、管理区域の出入管理室において、人の出入り等を監視する。</p> <p>5 廃止措置安全課長は、第 4 項以外の出入口には、施錠等の人がみだりに立ち入りできない措置を講じる。</p> <p>6 廃止措置安全課長は、管理区域から退出する者又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する者の身体及び身体に着用している物の表面汚染密度が、法令に定める表面密度限度の 10 分の 1 を超えないような措置を講じる。ただし、汚染のおそれのない管理区域から退出する場合は、この限りでない。</p> <p>(管理区域出入者の遵守事項)</p> <p>第 39 条 廃止措置安全課長は、管理区域に出入りする所員に、次の事項を遵守させる措置を講じる。</p> <p>(1) 出入管理室を経由すること。ただし、廃止措置安全課長の承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 管理区域に立ち入る場合は、個人線量計を着用すること。ただし、一時立入者であって廃止措置安全課長の指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 管理区域に立ち入る場合は、所定の被服を着用すること。ただし、汚染のおそれのない管理区域に立ち入る場合は廃止措置安全課長の承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 第 37 条第 1 項(2)に係る区域から退出する場合及び物品等を持ち出す場合は、更衣や持ち出す物の養生等を行うこと。</p> <p>(5) 管理区域から退出する場合は安全管理課長が汚染のおそれのない管理区域に移動する場合は、身体及び身体に着用している物の表面汚染密度を確認すること。ただし、汚染のおそれのない管理区域から退出する場合は第 38 条第 6 項に基づく廃止措置安全課長の指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(6) 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙をしないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更 ・ 記載の適正化に伴う変更
<p>(管理区域への出入管理)</p> <p>第 38 条 安全管理課長は、次に示す立入者の区分により、管理区域への立入許可に係る事項を定め、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 放射線業務従事者：業務上管理区域に立ち入る者</p> <p>(2) 一時立入者：放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行により管理区域に一時的に立ち入る者</p> <p>2 安全管理課長は、第 1 項に基づき管理区域に立ち入る者に対して許可を与える。</p> <p>3 安全管理課長は、第 2 項にて許可していない者を管理区域に立ち入らせない措置を講じる。</p> <p>4 安全管理課長は、管理区域の出入管理室において、人の出入り等を監視する。</p> <p>5 安全管理課長は、第 4 項以外の出入口には、施錠等の人がみだりに立ち入りできない措置を講じる。</p> <p>6 安全管理課長は、管理区域から退出する者又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する者の身体及び身体に着用している物の表面汚染密度が、法令に定める表面密度限度の 10 分の 1 を超えないような措置を講じる。ただし、汚染のおそれのない管理区域から退出する場合は、この限りでない。</p> <p>(管理区域出入者の遵守事項)</p> <p>第 39 条 安全管理課長は、管理区域に出入りする所員に、次の事項を遵守させる措置を講じる。</p> <p>(1) 出入管理室を経由すること。ただし、安全管理課長の承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 管理区域に立ち入る場合は、個人線量計を着用すること。ただし、一時立入者であって安全管理課長の指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 管理区域に立ち入る場合は、所定の被服を着用すること。ただし、汚染のおそれのない管理区域に立ち入る場合は安全管理課長の承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 第 37 条第 1 項(2)に係る区域から退出する場合及び物品等を持ち出す場合は、更衣や持ち出す物の養生等を行うこと。</p> <p>(5) 管理区域から退出する場合は安全管理課長が汚染のおそれのない管理区域に移動する場合は、身体及び身体に着用している物の表面汚染密度を確認すること。ただし、汚染のおそれのない管理区域から退出する場合は第 38 条第 6 項に基づく安全管理課長の指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(6) 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙をしないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更 ・ 記載の適正化に伴う変更 	

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考												
<p>(線量の評価)</p> <p>第 42 条 安全管理課長は、所員の放射線業務従事者の実効線量及び等価線量を表 42-1 に定める項目及び頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>表 42-1</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部被ばくによる線量</td> <td>3 か月に 1 回*1</td> </tr> <tr> <td>内部被ばくによる線量</td> <td>3 か月に 1 回*1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1：女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。）にあつては、1 か月に 1 回とする。</p> <p>(床・壁等の除染)</p> <p>第 43 条 各課長は、法令に定める表面密度限度を超えるような予期しない汚染を床、壁等に発生させた場合又は発見した場合、安全管理課長に連絡するとともに、汚染拡大防止のため区画等の応急措置を講じる。</p> <p>2 第 1 項の汚染に係る作業の所管課長は、汚染状況等について安全管理課長の確認を受けた上で、その協力を得ながら汚染の除去等、放射線防護上必要な措置を講じる。</p> <p>3 第 2 項の所管課長は、その措置結果について、安全管理課長の確認を得る。</p>	項 目	頻 度	外部被ばくによる線量	3 か月に 1 回*1	内部被ばくによる線量	3 か月に 1 回*1	<p>(線量の評価)</p> <p>第 42 条 廃止措置安全課長は、所員の放射線業務従事者の実効線量及び等価線量を表 42-1 に定める項目及び頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>表 42-1</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部被ばくによる線量</td> <td>3 か月に 1 回*1</td> </tr> <tr> <td>内部被ばくによる線量</td> <td>3 か月に 1 回*1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1：女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。）にあつては、1 か月に 1 回とする。</p> <p>(床・壁等の除染)</p> <p>第 43 条 各課（室、センター）長は、法令に定める表面密度限度を超えるような予期しない汚染を床、壁等に発生させた場合又は発見した場合、廃止措置安全課長に連絡するとともに、汚染拡大防止のため区画等の応急措置を講じる。</p> <p>2 第 1 項の汚染に係る作業の所管課長は、汚染状況等について廃止措置安全課長の確認を受けた上で、その協力を得ながら汚染の除去等、放射線防護上必要な措置を講じる。</p> <p>3 第 2 項の所管課長は、その措置結果について、廃止措置安全課長の確認を得る。</p>	項 目	頻 度	外部被ばくによる線量	3 か月に 1 回*1	内部被ばくによる線量	3 か月に 1 回*1	<ul style="list-style-type: none"> • 1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更 • 記載の適正化に伴う変更 <ul style="list-style-type: none"> • 1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更 • 記載の適正化に伴う変更
項 目	頻 度													
外部被ばくによる線量	3 か月に 1 回*1													
内部被ばくによる線量	3 か月に 1 回*1													
項 目	頻 度													
外部被ばくによる線量	3 か月に 1 回*1													
内部被ばくによる線量	3 か月に 1 回*1													

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																																																																								
<p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第 45 条 安全管理課長及び係員課長は、表 45-1 に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p style="text-align: center;">表 45-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">分 類</th> <th style="width: 45%;">計測器種類</th> <th style="width: 20%;">担当課長</th> <th style="width: 20%;">数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">被ばく管理用計測器 放射線管理用計測器</td> <td>ホールボロダイオウカウンタ</td> <td rowspan="2">安全管理課長</td> <td>1 台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>線量当量率測定用^{※1}、^{※2}、^{※3}、^{※4}、^{※5}</td> <td>3 台^{※2}</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用^{※1}、^{※2}、^{※3}、^{※4}、^{※5}</td> <td>3 台^{※3}、^{※4}</td> </tr> <tr> <td>退出モニタ</td> <td>3 台^{※2}、^{※5}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線監視用計測器</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td rowspan="2">安全管理課長</td> <td>1 台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>積算線量計測定装置</td> <td>1 台^{※1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線監視用計測器</td> <td>モニタリングポスト</td> <td rowspan="2">係員課長</td> <td>2 台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>モニタリングステーション</td> <td>1 台^{※1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境放射能用計測器</td> <td>エリアモニタ</td> <td rowspan="2">安全管理課長</td> <td>9 台^{※6}、^{※7}</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1 台^{※1}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>積算線量計測定装置</td> <td>安全管理課長</td> <td>1 台^{※1}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1 : 1 号炉、2 号炉、3 号炉及び 4 号炉共用 ※ 2 : 1 号炉及び 2 号炉共用 ※ 3 : 2 台は 1 号炉、2 号炉、3 号炉及び 4 号炉共用 ※ 4 : 1 台は 1 号炉及び 2 号炉共用 ※ 5 : 1 台は表 33-1 の試料放射能測定装置と共用 ※ 6 : 管理区域外測定用の 1 台を含む。 ※ 7 : 7 台は 1 号炉及び 2 号炉共用</p>	分 類	計測器種類	担当課長	数 量	被ばく管理用計測器 放射線管理用計測器	ホールボロダイオウカウンタ	安全管理課長	1 台 ^{※1}	線量当量率測定用 ^{※1} 、 ^{※2} 、 ^{※3} 、 ^{※4} 、 ^{※5}	3 台 ^{※2}	汚染密度測定用 ^{※1} 、 ^{※2} 、 ^{※3} 、 ^{※4} 、 ^{※5}	3 台 ^{※3} 、 ^{※4}	退出モニタ	3 台 ^{※2} 、 ^{※5}	放射線監視用計測器	試料放射能測定装置	安全管理課長	1 台 ^{※1}	積算線量計測定装置	1 台 ^{※1}	放射線監視用計測器	モニタリングポスト	係員課長	2 台 ^{※1}	モニタリングステーション	1 台 ^{※1}	環境放射能用計測器	エリアモニタ	安全管理課長	9 台 ^{※6} 、 ^{※7}	試料放射能測定装置	1 台 ^{※1}		積算線量計測定装置	安全管理課長	1 台 ^{※1}	<p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第 45 条 廃止措置安全管理課長、安全管理第二課長、設備管理課長及び係員第二課長は、表 45-1 に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p style="text-align: center;">表 45-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">分 類</th> <th style="width: 45%;">計測器種類</th> <th style="width: 20%;">担当課長</th> <th style="width: 20%;">数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">被ばく管理用計測器 放射線管理用計測器</td> <td>ホールボロダイオウカウンタ</td> <td rowspan="2">安全管理第二課長</td> <td>1 台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>線量当量率測定用^{※1}、^{※2}、^{※3}、^{※4}、^{※5}</td> <td>3 台^{※2}</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用^{※1}、^{※2}、^{※3}、^{※4}、^{※5}</td> <td>3 台^{※3}、^{※4}</td> </tr> <tr> <td>退出モニタ</td> <td>3 台^{※2}、^{※5}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線監視用計測器</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td rowspan="2">廃止措置安全管理課長</td> <td>1 台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>積算線量計測定装置</td> <td>1 台^{※1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線監視用計測器</td> <td>モニタリングポスト</td> <td rowspan="2">係員第二課長</td> <td>2 台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>モニタリングステーション</td> <td>1 台^{※1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境放射能用計測器</td> <td>エリアモニタ</td> <td rowspan="2">設備管理課長</td> <td>9 台^{※6}、^{※7}</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1 台^{※1}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>積算線量計測定装置</td> <td>安全管理課長</td> <td>1 台^{※1}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1 : 1 号炉、2 号炉、3 号炉及び 4 号炉共用 ※ 2 : 1 号炉及び 2 号炉共用 ※ 3 : 2 台は 1 号炉、2 号炉、3 号炉及び 4 号炉共用 ※ 4 : 1 台は 1 号炉及び 2 号炉共用 ※ 5 : 1 台は表 33-1 の試料放射能測定装置と共用 ※ 6 : 管理区域外測定用の 1 台を含む。 ※ 7 : 7 台は 1 号炉及び 2 号炉共用</p>	分 類	計測器種類	担当課長	数 量	被ばく管理用計測器 放射線管理用計測器	ホールボロダイオウカウンタ	安全管理第二課長	1 台 ^{※1}	線量当量率測定用 ^{※1} 、 ^{※2} 、 ^{※3} 、 ^{※4} 、 ^{※5}	3 台 ^{※2}	汚染密度測定用 ^{※1} 、 ^{※2} 、 ^{※3} 、 ^{※4} 、 ^{※5}	3 台 ^{※3} 、 ^{※4}	退出モニタ	3 台 ^{※2} 、 ^{※5}	放射線監視用計測器	試料放射能測定装置	廃止措置安全管理課長	1 台 ^{※1}	積算線量計測定装置	1 台 ^{※1}	放射線監視用計測器	モニタリングポスト	係員第二課長	2 台 ^{※1}	モニタリングステーション	1 台 ^{※1}	環境放射能用計測器	エリアモニタ	設備管理課長	9 台 ^{※6} 、 ^{※7}	試料放射能測定装置	1 台 ^{※1}		積算線量計測定装置	安全管理課長	1 台 ^{※1}	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 号炉及び 2 号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更 ・ 記載の適正化に伴う変更 (表 45-1 の環境放射能用計測器の安全管理課長の変更は、2019 年 9 月 27 日付原発本第 100 号にて施)
分 類	計測器種類	担当課長	数 量																																																																							
被ばく管理用計測器 放射線管理用計測器	ホールボロダイオウカウンタ	安全管理課長	1 台 ^{※1}																																																																							
	線量当量率測定用 ^{※1} 、 ^{※2} 、 ^{※3} 、 ^{※4} 、 ^{※5}		3 台 ^{※2}																																																																							
	汚染密度測定用 ^{※1} 、 ^{※2} 、 ^{※3} 、 ^{※4} 、 ^{※5}	3 台 ^{※3} 、 ^{※4}																																																																								
	退出モニタ	3 台 ^{※2} 、 ^{※5}																																																																								
放射線監視用計測器	試料放射能測定装置	安全管理課長	1 台 ^{※1}																																																																							
	積算線量計測定装置		1 台 ^{※1}																																																																							
放射線監視用計測器	モニタリングポスト	係員課長	2 台 ^{※1}																																																																							
	モニタリングステーション		1 台 ^{※1}																																																																							
環境放射能用計測器	エリアモニタ	安全管理課長	9 台 ^{※6} 、 ^{※7}																																																																							
	試料放射能測定装置		1 台 ^{※1}																																																																							
	積算線量計測定装置	安全管理課長	1 台 ^{※1}																																																																							
分 類	計測器種類	担当課長	数 量																																																																							
被ばく管理用計測器 放射線管理用計測器	ホールボロダイオウカウンタ	安全管理第二課長	1 台 ^{※1}																																																																							
	線量当量率測定用 ^{※1} 、 ^{※2} 、 ^{※3} 、 ^{※4} 、 ^{※5}		3 台 ^{※2}																																																																							
	汚染密度測定用 ^{※1} 、 ^{※2} 、 ^{※3} 、 ^{※4} 、 ^{※5}	3 台 ^{※3} 、 ^{※4}																																																																								
	退出モニタ	3 台 ^{※2} 、 ^{※5}																																																																								
放射線監視用計測器	試料放射能測定装置	廃止措置安全管理課長	1 台 ^{※1}																																																																							
	積算線量計測定装置		1 台 ^{※1}																																																																							
放射線監視用計測器	モニタリングポスト	係員第二課長	2 台 ^{※1}																																																																							
	モニタリングステーション		1 台 ^{※1}																																																																							
環境放射能用計測器	エリアモニタ	設備管理課長	9 台 ^{※6} 、 ^{※7}																																																																							
	試料放射能測定装置		1 台 ^{※1}																																																																							
	積算線量計測定装置	安全管理課長	1 台 ^{※1}																																																																							

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(管理区域外等への搬出及び運搬)</p> <p>第 46 条 安全管理課長は、各課長が管理区域外に搬出する物品又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の 10 分の 1 を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。</p> <p>2 各課長は、管理区域外に核燃料物質等(第 25 条、第 28 条及び第 29 条に定めるものを除く。以下、本条において同じ。)を運搬する場合又は船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、第 29 条第 5 項を準用する。</p> <p>3 安全管理課長は、第 2 項の運搬において、容器等の積量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の 10 分の 1 を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>4 安全管理課長は、各課長が管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に核燃料物質等を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の 10 分の 1 を超えていないことを確認する。</p>	<p>(管理区域外等への搬出及び運搬)</p> <p>第 46 条 廃止措置安全課長は、各課長(室、センター)長が管理区域外に搬出する物品又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の 10 分の 1 を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。</p> <p>2 各課長は、管理区域外に核燃料物質等(第 25 条、第 28 条及び第 29 条に定めるものを除く。以下、本条において同じ。)を運搬する場合又は船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、第 29 条第 5 項を準用する。</p> <p>3 廃止措置安全課長は、第 2 項の運搬において、容器等の積量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の 10 分の 1 を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>4 廃止措置安全課長は、各課長が管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に核燃料物質等を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の 10 分の 1 を超えていないことを確認する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更 ・ 記載の適正化に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(請負会社の放射線防護)</p> <p>第 48 条 安全管理課長は、管理区域内で作業を行う請負会社に対して、以下に示す放射線防護上の必要な事項を定め、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 管理区域出入者の遵守事項</p> <p>ア 出入方法に関すること</p> <p>イ 個人線量計の着用に関すること</p> <p>ウ 所定の被服の着用に関すること</p> <p>エ 汚染拡大防止措置に関すること</p> <p>オ 管理区域内での飲食及び喫煙に関すること</p> <p>(2) 線量評価の項目及び頻度に関すること</p> <p>(3) 床、壁等の汚染発見時の措置に関すること</p> <p>2 各課長は、管理区域内で作業を行う請負会社に対して、第 1 項で定められた必要事項を遵守させる措置を講じる。</p>	<p>(請負会社の放射線防護)</p> <p>第 48 条 廃止措置安全管理課長は、管理区域内で作業を行う請負会社に対して、以下に示す放射線防護上の必要な事項を定め、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 管理区域出入者の遵守事項</p> <p>ア 出入方法に関すること</p> <p>イ 個人線量計の着用に関すること</p> <p>ウ 所定の被服の着用に関すること</p> <p>エ 汚染拡大防止措置に関すること</p> <p>オ 管理区域内での飲食及び喫煙に関すること</p> <p>(2) 線量評価の項目及び頻度に関すること</p> <p>(3) 床、壁等の汚染発見時の措置に関すること</p> <p>2 各課長(プラント管理課当直課長及び発電第二課当直課長を除く)、防護管理課長及び訓練センター一所長は、管理区域内で作業を行う請負会社に対して、第 1 項で定められた必要事項を遵守させる措置を講じる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更 • 記載の適正化に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(溶接事業者検査の実施) 第 50 条の 2 所長は、溶接事業者検査（以下、本条において「検査」という。）に係る責任を有し、検査に必要な実施手順及び実施体制を定める。 2 保修課長は、前項に基づき次の各号の実施体制を確立し、適切に検査を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 検査の実施に係る組織を構築する。 (2) 検査の手順を適用法規に従い定める。 (3) 検査の実施に係る工程が管理された状態にあることを確認する。 (4) 検査に協力する事業者に対して管理を行う。 (5) 検査に係る記録を管理する。 (6) 検査に係る要員の教育訓練を行う。 	<p>(溶接事業者検査の実施) 第 50 条の 2 所長は、溶接事業者検査（以下、本条において「検査」という。）に係る責任を有し、検査に必要な実施手順及び実施体制を定める。 2 設備管理課長は、前項に基づき次の各号の実施体制を確立し、適切に検査を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 検査の実施に係る組織を構築する。 (2) 検査の手順を適用法規に従い定める。 (3) 検査の実施に係る工程が管理された状態にあることを確認する。 (4) 検査に協力する事業者に対して管理を行う。 (5) 検査に係る記録を管理する。 (6) 検査に係る要員の教育訓練を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> • 1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更 • 記載の適正化に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(原子力防災資機材等の整備)</p> <p>第 54 条 各課長は、原子力防災組織の活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器等を定めるに当たり、所長の承認を得る。</p> <p>(通 報)</p> <p>第 57 条 各課長は、原子炉施設に異常が発生し、その状況が特定事象である場合は、第 55 条に定める通報経路に従って所長に通報する。</p> <p>2 所長は、特定事象の発生について通報を受け、又は自ら発見した場合、第 55 条に定める通報経路に従って社内及び社外関係機関に通報する。</p>	<p>(原子力防災資機材等の整備)</p> <p>第 54 条 各課長措置課長（土木建築課長、プラント管理課長及びプラント管理課当直課長を除く。）、総務課長、技術第二課長及び安全管理第二課長は、原子力防災組織の活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器等を定めるに当たり、所長の承認を得る。</p> <p>(通 報)</p> <p>第 57 条 各課長措置課（室、センター）長は、原子炉施設に異常が発生し、その状況が特定事象である場合は、第 55 条に定める通報経路に従って所長に通報する。</p> <p>2 所長は、特定事象の発生について通報を受け、又は自ら発見した場合は、第 55 条に定める通報経路に従って社内及び社外関係機関に通報する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1号炉及び2号炉停止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更 ・ 記載の適正化に伴う変更 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1号炉及び2号炉停止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更 ・ 記載の適正化に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(所員への保安教育)</p> <p>第 63 条 各課長は、「教育訓練基準」に基づき、次に定める事項を実施する。</p> <p>(1) 原子力訓練センター所長は、毎年度、原子炉施設の運転、管理及び廃止措置を行う所員への保安教育の実施計画を表 63-1、表 63-2 及び表 63-3 の実施方針に基づいて作成し、廃止措置主任者の承認を得る。</p> <p>(2) 原子力訓練センター所長は、(1)の保安教育の実施計画の策定に当たり、第 7 条第 2 項に基づき運営委員会の承認を得る。</p> <p>(3) 各課長は、具体的な保安教育の内容を定め、これに基づき、(1)の保安教育を実施する。</p> <p>ただし、各課長が、「教育訓練基準」に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有している者と認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>(4) 原子力訓練センター所長は、年度毎に(3)の実施結果を取りまとめ所長に報告する。</p> <p>(5) 原子力訓練センター所長は、具体的な保安教育の内容の見直し頻度を定め、これに基づき、各課長は、(3)の具体的な保安教育の内容の見直しを行う。</p>	<p>(所員への保安教育)</p> <p>第 63 条 各廃止措置課(室、センター)長は、「教育訓練基準」に基づき、次に定める事項を実施する。</p> <p>(1) 原子力訓練センター所長は、毎年度、原子炉施設の運転、管理及び廃止措置を行う所員への保安教育の実施計画を表 63-1、表 63-2 及び表 63-3 の実施方針に基づいて作成し、廃止措置主任者の承認を得る。</p> <p>(2) 原子力訓練センター所長は、(1)の保安教育の実施計画の策定に当たり、第 7 条第 2 項に基づき運営委員会の承認を得る。</p> <p>(3) 各廃止措置課(室、センター)長は、具体的な保安教育の内容を定め、これに基づき、(1)の保安教育の実施計画に従い、保安教育を実施する。</p> <p>ただし、各廃止措置課(室、センター)長が、「教育訓練基準」に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有している者と認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>(4) 原子力訓練センター所長は、年度毎に(3)の実施結果を取りまとめ所長に報告する。</p> <p>(5) 原子力訓練センター所長は、具体的な保安教育の内容の見直し頻度を定め、これに基づき、各廃止措置課(室、センター)長は、(3)の具体的な保安教育の内容の見直しを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更 ・ 記載の適正化に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(請負会社従業員への保安教育)</p> <p>第 64 条 各課長は、原子炉施設に関する作業を請負会社が行う場合は、当該請負会社従業員が発電所入所時に安全に必要な教育が表 64-1 の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有している者と認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>2 各課長は、原子炉施設に関する作業のうち、管理区域内における業務を請負会社が行う場合は、当該業務に従事する請負会社従業員に対し、安全に必要な教育が表 64-1 の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有している者と認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>3 各課長は、放射性廃棄物処理設備に関する業務の補助又は燃料の運搬又は貯蔵^{※1}に関する業務の補助を請負会社に行わせる場合は、当該業務に従事する請負会社従業員に対し、表 63-1、表 63-2 及び表 63-3 の実施方針のうち「放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者」、「燃料の運搬又は貯蔵の業務に関わる者」に準じる保安教育の実施計画を定めていることを確認し、廃止措置主任者の承認を得る。</p> <p>4 各課長は、第 3 項の保安教育の実施計画に基づいた保安教育が実施されていることを確認し、年度毎にその実施結果を所長に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有している者と認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>※ 1：燃料の運搬又は貯蔵とは、使用済燃料ピットにおける使用済燃料ピットクレーンを用いた燃料の運搬又は貯蔵をいう（以下、本条において同じ）。</p>	<p>(請負会社従業員への保安教育)</p> <p>第 64 条 各廃止措置課長(プラント管理課当直課長を除く。)、原子力訓練センター所長、防護管理課長及び総務課長は、原子炉施設に関する作業を請負会社が行う場合は、当該請負会社従業員の発電所入所時に安全に必要な教育が表 64-1 の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有している者と認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>2 各廃止措置課長(プラント管理課当直課長を除く。)、防護管理課長及び安全管理第二課長は、原子炉施設に関する作業のうち、管理区域内における業務を請負会社が行う場合は、当該業務に従事する請負会社従業員に対し、安全に必要な教育が表 64-1 の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有している者と認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>3 各廃止措置課長(廃止措置安全課長及びプラント管理課当直課長を除く。))は、放射性廃棄物処理設備に関する業務の補助又は燃料の運搬又は貯蔵^{※1}に関する業務の補助を請負会社に行わせる場合は、当該業務に従事する請負会社従業員に対し、表 63-1、表 63-2 及び表 63-3 の実施方針のうち「放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者」、「燃料の運搬又は貯蔵の業務に関わる者」に準じる保安教育の実施計画を定めていることを確認し、廃止措置主任者の承認を得る。</p> <p>4 各廃止措置課長(廃止措置安全課長及びプラント管理課当直課長を除く。))は、第 3 項の保安教育の実施計画に基づいた保安教育が実施されていることを確認し、年度毎にその実施結果を所長に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有している者と認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>※ 1：燃料の運搬又は貯蔵とは、使用済燃料ピットにおける使用済燃料ピットクレーンを用いた燃料の運搬又は貯蔵をいう（以下、本条において同じ）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更 記載の適正化に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前

備 考

保安教育の実施方針（放射線業務従事者教育）

総括表分類との対応	内 容	運 転 員					燃料の運搬又は貯蔵の業務に携わる者	右記以外の技術系所員	事務系所員	電離放射線障害防止規則の分類
		当直副長 副 長	当直主任 原子炉運転長	加・予・電気運転員	一・二次系巡視員	放射線業務 処理設備の 業務に携わる者				
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに係る事項 ※1	①核燃料物質又は使用済燃料の種別及び性状 ②核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された物の種類及び性状	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物に関する知識
放射線管理に関する事項 ※1	①管理区域に関する事項									
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに係る事項 ※1	②核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業の方法及び順序									
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに係る事項 ※1	③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業の方法及び順序									
放射線管理に関する事項 ※1	④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	原子炉施設における作業の方法に関する知識
放射線管理に関する事項 ※1	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去の方法									
非常の場合に講ずべき処置に関する事項 ※1	⑥異常な事態が発生した場合における対応の措置の方法									
原子炉施設の状態、性能に関する事項 ※1	原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の構造及び取扱いの方法	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	原子炉施設に係る設備の構造及び取扱いの方法に関する知識
放射線管理に関する事項 ※1	①電離放射線の種類及び性質	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	電離放射線の生体に与える影響
関係法令及び保安規定の遵守に関する事項 ※1	②電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)	関係法令
放射線管理に関する事項 ※1	③外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視									
放射線管理に関する事項 ※1	④天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去									
原子炉施設の状態、性能に関する事項 ※1	⑤原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の取扱	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	○ (2時間以上)	○ (2時間以上)	原子炉施設における作業の方法及び同施設に係る設備の取扱
非常の場合に講ずべき処置に関する事項 ※1	⑦異常な事態が発生した場合における対応の措置									

◎：全員が教育の対象者
○：業務に関連する者が教育の対象
()：合計の教育時間

※1：各項目が、教育訓練基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していることを認められることができる。
※2：右対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

・1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更
・記載の適正化に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 後

備 考

保安教育の実施方針（放射線業務従事者教育）

総括表中分類との対応	内 容	対象者と教育時間 ※2						電離放射線警告防止規則の分類
		専ら副長 副 長	専ら主任 原子炉運転職員	運 転 員 キャビ・電気運転員 一・二次系巡視員	放射線業務 従事者 業務に携わる者	燃料の運搬又は貯 蔵の業務に携わる 者	左記以外の 技術系所属員	
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	①核燃料物質又は使用済燃料の種類及び性状 ②核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された物の種類及び性状	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物に関する知識
放射線管理に関すること ※1	①管理区域に関すること							
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	②核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業の方法及び順序							
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業の方法及び順序							
放射線管理に関すること ※1	④外部放射線による質量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法							原子炉施設における作業の方法に関する知識
放射線管理に関すること ※1	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去の方法							
非常の場合に講ずべき処置に関すること ※1	⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法							
原子炉施設の状態、性能に関すること ※1	⑦原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の構造及び取扱いの方法							原子炉施設に係る設備の構造及び取扱いの方法に関する知識
放射線管理に関すること ※1	⑧電離放射線の種類及び性質 ⑨電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響							
関係法令及び保安規定の遵守に関すること ※1	⑩法、令、労働安全衛生規則及び電離放射線警告防止規則の関係事項							関係法令
放射線管理に関すること ※1	⑪管理区域への立入り及び退去の手順							
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	⑫核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業							
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	⑬核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業							
放射線管理に関すること ※1	⑭外部放射線による質量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視							
放射線管理に関すること ※1	⑮天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去							
原子炉施設の状態、性能に関すること ※1	⑯原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の取扱い							原子炉施設における作業の方法及び同一施設に係る設備の取扱い
非常の場合に講ずべき処置に関すること ※1	⑰異常な事態が発生した場合における応急の措置							

◎：全員が教育の対象者
○：業務に携わる者が教育の対象
()：合計の教育時間

※1：全廃止措置（室、センター）副長が、教育訓練基準に依り、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有している者と認められた者については、該当する教育について省略することができる。
※2：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

• 1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更
• 記載の適正化に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前

表64-1

保安教育の実施方針（請負会社）

保安教育の内容			対象者 ※2		備考
大分類	中分類 (運用規程第92条の内容)	小分類 (項目)	実施時期	放射線業務従事者以外	
(1) 発電所入所時に安全に必要な教育	放射線業務従事者に対する教育	放射線業務従事者	放射線業務従事者以外	放射線業務従事者以外	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化に伴う変更
	原子炉施設の構造・性能に関する事項	作業上の留意事項	③	○	
	非常時の場合に講ずべき処置に関する事項	非常時の場合に講ずべき処置の概要	③	③	
	関係法令及び保安規定の遵守に関する事項	法令等の遵守※3	③	○	
原子炉施設の廃止措置に関する事項	原子炉施設の廃止措置の概要	③	○	○	
(2) 放射線業務従事者に対する教育					
保安教育の内容					
総括表中分類との対応			対象者と教育時間 ※2		電離放射線障害防止規則の分類
実施時期			放射線業務従事者	放射線業務従事者以外	
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事項 ※1	①核燃料物質又は使用済燃料の種類及び性状 ②核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された物の種類及び性状	①核燃料物質又は使用済燃料の種類及び性状 ②核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された物の種類及び性状	③ (0.5時間以上)	×	核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物に関する知識
放射線管理に関する事項 ※1	①管理区域に関する事項 ②核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業の方法及び順序 ③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業の方法及び順序	①管理区域に関する事項 ②核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業の方法及び順序 ③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業の方法及び順序	③ (1.5時間以上)	×	原子炉施設における作業の方法に関する知識
放射線管理に関する事項 ※1	④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法 ⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去の方法 ⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法	④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法 ⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去の方法 ⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法	③ (1.5時間以上)	×	原子炉施設に係る設備の構造及び取扱いの方法に関する知識
非常の場合に講ずべき処置に関する事項 ※1	⑦非常の場合に講ずべき処置に関する事項 ※1	⑦非常な事態が発生した場合における応急の措置	③ (2時間以上)	×	原子炉施設における作業の方法及び同施設に係る設備の取扱い
原子炉施設の構造、性能に関する事項 ※1	⑧原子炉施設の構造、性能に関する事項 ※1	⑧原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の構造及び取扱いの方法	③ (1.5時間以上)	×	原子炉施設に係る設備の構造及び取扱いの方法に関する知識
放射線管理に関する事項 ※1	⑨放射線管理に関する事項 ※1	⑨電離放射線の種類及び性質 ⑩電離放射線が生物の細胞、組織、器官及び全身に与える影響	③ (0.5時間以上)	×	電離放射線の生体に与える影響
関係法令及び保安規定の遵守に関する事項 ※1	⑪関係法令及び保安規定の遵守に関する事項 ※1	法、令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の関係条項	③ (1時間以上)	×	関係法令
放射線管理に関する事項 ※1	⑫放射線管理に関する事項 ※1	⑫管理区域への立入り及び退去の手順 ⑬核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事項 ※1 ⑭核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業 ⑮核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業	③ (2時間以上)	×	原子炉施設における作業の方法及び同施設に係る設備の取扱い
放射線管理に関する事項 ※1	⑯放射線管理に関する事項 ※1	⑯原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の構造及び取扱いの方法	③ (2時間以上)	×	原子炉施設に係る設備の構造及び取扱いの方法に関する知識

※1：登録歴が、所長により別途承認された基準に準い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していること
 ※2：意識が、所長により別途承認された基準に準い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していること
 ※3：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。
 ※4：法令等の遵守とは、関係法令及び保安規定の遵守に関する事項をいう。

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

後 更 変

備 考

表64-1

保安教育の実施方針（請負社）

（1）発電所入所時に安全上必要な教育

保安教育の内容		対象者 ※3	
大分類	中分類 (法用規程前条の内容)	放射線業務従事者	放射線業務従事者以外
	原子炉施設の構造・性能に関する事項	◎	○
入所時に実施する教育 ※1	非常時の場合に講ずべき処置に関する事項	◎	◎
	関係法令及び保安規定の遵守に関する事項	◎	○
	原子炉施設の廃止措置に関する事項	◎	○

（2）放射線業務従事者に対する教育

保安教育の内容		対象者と教育時間 ※3		電離放射線障害防止規則の分類
内 容	実施時間	放射線業務従事者	放射線業務従事者以外	
総括表中分類との対応				
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事項 ※2	①核燃料物質又は使用済燃料の種類及び性状 ②核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された物の種類及び性状	◎ (0.5時間以上)	×	核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物に関する知識
放射線管理に関する事項 ※2	①管理区域に関する事項 ②核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業の方法及び順序	◎ (1.5時間以上)	×	原子炉施設における作業の方法に関する知識
放射線管理に関する事項 ※2	①外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法 ②天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去の方法	◎ (1.5時間以上)	×	原子炉施設に係る設備の構造及び取扱いの方法に関する知識
非常の場合に講ずべき処置に関する事項 ※2	①異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法 ②原子炉、放射線作業物の廃棄設備及び他の設備の構造及び取扱いの方法 ③放射線管理に関する事項 ※2	◎ (0.5時間以上)	×	電離放射線の生体にも与える影響
関係法令及び保安規定の遵守に関する事項 ※2	法、令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の関係事項	◎ (1時間以上)	×	関係法令
放射線管理に関する事項 ※2	①管理区域への立入り及び退去の手順 ②核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業の保守及び点検の作業	◎ (2時間以上)	×	原子炉施設における作業の方法及び問題発生に係る設備の取扱い
放射線管理に関する事項 ※2	①原子炉施設の構造、性能に関する事項 ※2 ②放射線管理に関する事項 ※2			
放射線管理に関する事項 ※2	①異常な事態が発生した場合における応急の措置			

※1：全盛止措置課長（プラント管理課当直課長を除く）、原子炉副課長一員、防護管理課長及び施設課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していることと認めることとする。

※2：全盛止措置課長（プラント管理課当直課長を除く）、防護管理課長及び安全管理第二課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していることと認めることとする。

※3：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

※4：法令等の遵守とは、関係法令及び保安規定の遵守に関する事項をいう。

・1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更

・記載の適正化に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(記 録)</p> <p>第 65 条 各課長は、表 65-1 及び表 65-2 に定める保安に関する記録を適正に※1 作成(表 65-1 (1) 及び(2)を除く。)し、保存する。ただし、表 65-1 (5)イの記録については、原子力部門(原子力発電本部長、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門及び発電所組織)が作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2 保安に関する組織は、表 65-3 に定める保安に関する記録を作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>3 各課長は、表 65-4 に定める保安に関する記録を保存する。</p> <p>※1：適正とは、不正行為がなされていないこと(以下、本条において同じ)。</p> <p style="text-align: center;">< 中 略 ></p>	<p>(記 録)</p> <p>第 65 条 各課(室、センター)長は、表 65-1 及び表 65-2 に定める保安に関する記録を適正に※1 作成(表 65-1 (1)及び(2)を除く。)し、保存する。ただし、表 65-1 (5)イの記録については、原子力部門(原子力発電本部長、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門及び発電所組織)が作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2 保安に関する組織は、表 65-3 に定める保安に関する記録を作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>3 各課(室、センター)長は、表 65-4 に定める保安に関する記録を保存する。</p> <p>※1：適正とは、不正行為がなされていないこと(以下、本条において同じ)。</p> <p style="text-align: center;">< 中 略 ></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更 ・記載の適正化に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(報 告)</p> <p>第 66 条 各課長は、次に定める事項について、直ちに所長及び廃止措置主任者に報告する。</p> <p>(1) 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合 (第 23 条関連)</p> <p>(2) 放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合 (第 31 条又は第 32 条関連)</p> <p>(3) 外部放射線に係る輻射当量率等に異常が認められた場合 (第 44 条関連)</p> <p>(4) 実用炉規則第 134 条第 3 号*1、第 4 号*1、第 6 号から第 14 号及び第 14 号に定める報告事象が生じた場合</p> <p>2 前項に定める事項が発生した場合は、「異常時通報連絡処置基準」に定めた報告体制に従い、社長に報告する。</p> <p>3 第 1 項(4)に定める事項が発生した場合は、直ちに原子力規制委員会に報告する。</p> <p>※ 1：新燃料貯蔵設備、使用済燃料貯蔵設備及び燃料取扱設備に限る。</p>	<p>(報 告)</p> <p>第 66 条 各廃止措置課長は、次に定める事項について、直ちに所長及び廃止措置主任者に報告する。</p> <p>(1) 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合 (第 23 条関連)</p> <p>(2) 放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合 (第 31 条又は第 32 条関連)</p> <p>(3) 外部放射線に係る輻射当量率等に異常が認められた場合 (第 44 条関連)</p> <p>(4) 実用炉規則第 134 条第 3 号*1、第 4 号*1、第 6 号から第 12 号及び第 14 号に定める報告事象が生じた場合</p> <p>2 前項に定める事項が発生した場合は、「異常時通報連絡処置基準」に定めた報告体制に従い、社長に報告する。</p> <p>3 第 1 項(4)に定める事項が発生した場合は、直ちに原子力規制委員会に報告する。</p> <p>※ 1：新燃料貯蔵設備、使用済燃料貯蔵設備及び燃料取扱設備に限る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更 • 記載の適正化に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規定第3編は、平成30年12月28日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規定第3編は、2020年4月1日から施行する。</p> <p>2 2019年9月27日付原発本第100号にて所掌の見直しにより職位名称の変更が必要となる以下の条の職位名称については、2019年9月27日付原発本第100号をもって変更認可申請した、1号炉及び2号炉の廃止措置を実施するための変更が原子力規制委員会の認可を受ける日までの間、以下のとおり読み替える。</p> <p>(1) 第13条(廃止措置管理に関する社内基準の作成) 「発電課長」→「プラント管理課長」</p> <p>(2) 第29条(放射性固体廃棄物の管理) 「安全管理課長」→「廃止措置安全課長」 「発電課長」→「プラント管理課長」</p> <p>(3) 第32条(放射性気体廃棄物の管理) 「発電課長」→「プラント管理課長」</p> <p>(4) 第44条(外部放射線に係る線量当量率等の測定) 「安全管理課長」→「廃止措置安全課長」</p> <p>(5) 第45条(放射線計測器類の管理) 「安全管理課長」→「廃止措置安全課長」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更 ・運用の明確化に伴う変更 ・記載の適正化に伴う変更